

令和5年度第2回 袖ヶ浦市地域総合支援協議会

1 開催日時 令和5年8月22日（火） 午前10時開会

2 開催場所 袖ヶ浦市民会館3階中ホール

3 出席委員

会 長	関口 幸一	副会長	石井 啓
委 員	手塚 正二	委 員	関口 三枝子
委 員	藤田 桂子	委 員	清川 織恵
委 員	並木 美幸	委 員	剣持 敬太
委 員	清水 由明	委 員	竹元 悦子
委 員	露崎 多佳子	委 員	千葉 朋緒
委 員	田中 将和	委 員	高橋 裕
委 員	山上 拓也	委 員	川口 秀

(欠席委員)

委 員	高野 圭介	委 員	大熊 賢滋
委 員	前沢 幸雄		

4 出席職員

障がい者支援 課長	神保 繁一
副課長	須藤 浩二
支援班主査	佐久間 勇輔
支援班主事	佐伯 廉

5 傍聴定員と傍聴人数

傍聴定員	5人	傍聴人数	0人
------	----	------	----

6 議 題

(1) 袖ヶ浦市障がい者福祉基本計画（第4期）、袖ヶ浦市障がい福祉計画（第7期）及び袖ヶ浦市障がい児福祉計画（第3期）の策定について

- ① 障がいのある人等を取り巻く状況について
- ② そでがうら・ふれあいプランの取組状況について
- ③ 障がいのある人を取り巻く課題の整理について

(2) 日中サービス支援型共同生活援助の事業評価について

(3) その他

議 事

発 言 者	発言内容・決定事項等
<p>事務局 (佐久間主査)</p>	<p>開 会</p> <p>定刻となりましたので、ただ今より、令和5年度第2回袖ヶ浦市地域総合支援協議会を開会いたします。</p> <p>本日はお忙しい中ご出席いただき、ありがとうございます。ただいまの出席委員は、16名であり、委員の過半数が出席していますので、袖ヶ浦市地域総合支援協議会設置要綱第6条第2項に規定するとおり、会議が成立したことをご報告いたします。なお、高野委員、大熊委員、前沢委員から欠席のご連絡をいただいていることも併せてお伝えいたします。</p> <p>本日の会議にあたり、袖ヶ浦市地域総合支援協議会設置要綱第6条第4項の規定に基づき、計画策定業務を委託している関係で、委員以外の者の出席を求めています。あらかじめご承知おきください。</p> <p>次に、本日の会議は、袖ヶ浦市附属機関等の会議の公開に関する要綱に基づき公開となっており、傍聴の受付を行いました。傍聴申し込みはありませんでしたのでご報告申し上げます。</p> <p>また、会議の公開にあたり、本日の協議会は会議録作成のため録音させていただき、要点筆記により取りまとめ、会議録を公開させていただきますので、ご了承ください。</p> <p>続きまして、本日の会議資料の確認をさせていただきます。送付させていただきました資料ですが、次第、資料1、資料2、資料3、資料4、参考資料となります。</p> <p>不足等がございますか。</p> <p>それでは、次第に沿って会議に入らせていただきます。</p> <p>はじめに、本協議会の関口会長より、ご挨拶をいただきたいと思います。</p>
<p>関口会長</p>	<p>(あいさつ)</p>
<p>事務局 (佐久間主査)</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、これより、議事に入ります。</p> <p>これからの議事進行につきましては、袖ヶ浦市地域総合支援協議会設置要綱第6条第1項の規定により、関口会長にお願いいたします。</p>

関口会長	<p>それでは、議題1「袖ヶ浦市障がい者福祉基本計画（第4期）、袖ヶ浦市障がい福祉計画（第7期）及び袖ヶ浦市障がい児福祉計画（第3期）の策定について」、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局 (課長)	<p>(資料1、資料2、資料3を分けて説明する) ——① 障がいのある人等を取り巻く状況についての説明——</p>
関口会長	<p>ありがとうございました。何か、確認したいこと、ご質問がありましたら、挙手にてお願いします。</p> <p>無いようでしたら、引き続き、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局 (課長)	<p>——② そでがうら・ふれあいプランの取組状況についての説明——</p>
関口会長	<p>ありがとうございました。何か、確認したいこと、ご質問がありましたら、挙手にてお願いします。</p> <p>無いようでしたら、引き続き、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局 (課長)	<p>——③ 障がいのある人を取り巻く課題の整理についての説明——</p>
関口会長	<p>ありがとうございました。何か、確認したいこと、ご質問がありましたら、挙手にてお願いします。</p>
清川委員	<p>資料3 3ページの【見えてくる課題・今後の方向性】の中に「障がいのある方が医療機関の医師や看護師等と円滑に意思疎通が図れるよう、適切な支援を図る必要があります」と記載してあるが、どのような支援をイメージされているのか。</p>
事務局	<p>現在も市が委託している「えがお袖ヶ浦」という相談支援事業にて、障がいをお持ちの方と一緒に病院に行き、医療機関の医師や看護師等と円滑に意思疎通が図れるよう支援をしています。このような支援を引き続き行っていくイメージです。</p>
竹元委員	<p>7ページ【アンケート調査結果からみる支援ニーズ等】の中で、災害時に困ることで、トイレや入浴設備などと記載してあるが、新しい庁舎を見学した時に、車いすが一台しか入れない小さなエレベーターであったことにすごくびっくりした。障がいを持っている方でも、自由に市役所を見学できたり、何か</p>

<p>事務局</p>	<p>あった時に市役所へ相談に行けるような体制を考えたならば、あの小さなエレベーターでは駄目だと思われる。</p> <p>また、障がい者用トイレとしては一つあるが、ちょっとした時に普通のトイレに入った場合、あのトイレの大きさでは着替えなどができない。本当に障がいをお持ちの方々のことを考えたトイレだったのかなとすごく感じた。</p> <p>もう一つあり、各フロアにて、段差がある場所のところに傾斜となっている部分があったが、傾斜のところの継ぎ目が少し悪く、足の悪い人だとすぐ転んでしまう。災害時のことを考えると、新しい庁舎が本当に障がいをお持ちの方々の役に立っている場所になるのかなと疑問を抱いている。</p> <p>貴重なご意見ありがとうございます。エレベーターやトイレの大きさなどの物理的なところをすぐ直すのは難しいかもしれません。一人一人の障がいをお持ちの方々の状況に応じて、その場でできる合理的配慮の対応をしていきたいと思えます。</p>
<p>関口会長</p>	<p>他に無いようでしたら、続きまして議題2「日中サービス支援型共同生活援助の事業評価について」、事務局より説明をお願いします。</p>
<p>事務局 (須藤副課長)</p>	<p>——議題2「日中サービス支援型共同生活援助の事業評価について」の説明——</p>
<p>関口会長</p>	<p>ありがとうございました。何か確認したいこと、ご質問がありましたら、挙手にてお願いします。</p>
<p>石井委員</p>	<p>報告・評価シート（案）にて、利用者は20人と定員満たしており、また利用者は日中他の事業所に通っているが、それに対して、職員配置が世話人と生活支援員の常勤換算人数を合わせて12人強いるようになっており、日中利用者がいないのに、かなり手厚い人員配置だと思われる。元々この日中サービス支援型というのが、強度行動障害や医療的ケアなど、個別対応などの配慮が必要な方の入居が想定されると聞いているので、今現在そのような方々が入居しているのか、この報告の中では見えてこない。個別の配慮や、手厚い配慮が必要な支援が行われているということがあるのかどうか、見えるようにした方がよいと思われる。</p> <p>また、短期入所についても定員が2人となっているが、これだと実績が見えない。3ページに「要望のあった在宅ケースをその都度受け入れており、ほぼ満床の状況である」と記載してあるが、数字として見えてこない。そのあたりは、評価するうえで見えてくる必要があるかと思われる。</p>
<p>事務局</p>	<p>いただいたご意見については、事業者を確認すべきことがありますので、後日確認させていただきます。また、いただいた意見をこちらの評価シートに踏</p>

清川委員	<p>まえさせていただき、会議録の内容確認の際に修正したものを送付いたしますので、委員の皆様にはご確認していただければと思います。</p> <p>2ページ 利用者の主な日中の活動について の中に「日中サービスの提供はしていない」と言い切っているところが気になる。本来の日中サービス支援型共同生活援助は、日中も支援をしていくということが前提であり、また障害の重い方の受け入れをすることとなっているので、この言い切りは如何なものかと思われる。</p> <p>また、要望・助言・評価の欄の下段にある「将来的には」の表現は、少し違うのかなと思われる。「将来的には」というよりは、「今現在は、日中は外に出て刺激を受け、生活の質的にはとても良いものだと思うが、何か諸事情があって外に出られない期間があった時には、しっかりと日中の方で対応します」といった、「施設側の姿勢を協議会としては望む」のような記載が良いと思われる。</p>
事務局	<p>今いただいたご意見をもとに記載を修正させてご報告させていただきたいと思います。</p>
関口会長	<p>3ページ 利用者の主な日中の活動について の中に生活介護を19人利用しているとなっているが、外部の事業所をどのくらい使われているのか、また、日中サービス支援型共同生活援助として、外部からどのくらい受け入れたのか、そのようなところが知りたい。その状況により記入欄の内容が大幅に変わってくると思われる。次回の時には、外部の利用状況等がわかるようにしたうえで、助言評価した方が良いと思われる。また、要望・助言・評価の下段3行は削除しても良いと思われる。</p>
事務局	<p>今回初めて評価を出させていただいたところであり、先ほど会議録の内容確認の際に修正したものを送付する旨お伝えしたところですが、今回いただいたご意見を踏まえ、修正した内容のものを次回の協議会にて、再度報告という形とさせていただきたいと思います。</p>
関口会長	<p>他に無いようでしたら、議題3「その他」、事務局から何かありますか。</p>
事務局 (須藤副課長)	<p>会議録作成について、開会時に事務局よりお伝えいたしました。会議録を事務局の方で作成し委員の皆様を送付いたしますので内容をご確認の上、修正等ありましたらご連絡いただければと思います。皆様の確認が終わりましたら、公開させていただきたいと思います。</p> <p>次に、次回第3回の総合支援協議会の日程についてお知らせします。第3回の協議会は、10月13日（金）午前10時からを予定しておりますので、よろしく願いいたします。</p>

関口会長	<p>ありがとうございました。これですべての議題が終わりましたので、これで議事の方は終わりにさせていただきます。皆さまご協力ありがとうございました。</p>
事務局 (佐久間主査)	<p>関口会長、ありがとうございました。</p> <p>以上をもちまして袖ヶ浦市地域総合支援協議会を閉会といたします。本日は長時間にわたり、誠にありがとうございました。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>

令和5年度第2回 袖ヶ浦市地域総合支援協議会

日時 令和5年8月22日（火）
午前10時から
場所 袖ヶ浦市民会館 中ホール

次 第

1 開会

2 会長あいさつ

3 議題

(1) 袖ヶ浦市障がい者福祉基本計画（第4期）、袖ヶ浦市障がい福祉計画（第7期）及び袖ヶ浦市障がい児福祉計画（第3期）の策定について

- ① 障がいのある人等を取り巻く状況について
- ② そでがうら・ふれあいプランの取組状況について
- ③ 障がいのある人を取り巻く課題の整理について

(2) 日中サービス支援型共同生活援助の事業評価について

(3) その他

4 閉会

障がいのある人等を取り巻く状況

第1 障がい者施策・社会福祉施策の動向

平成28年の「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」施行以来、障がい者を取り巻く状況は少しずつ変化しています。

国では、平成30年に「障害者基本計画(第4次)」を策定し、障がい者があらゆる活動に参加できるように援助を行うとともに社会的な障壁を除去するために取り組むべき障害者施策の基本的な方向を示しました。

同年4月、及び令和3年改正の「社会福祉法」では、障がい者・高齢者・子どもなどすべての人々が地域、暮らし、生きがいをともに創り、高め合うことができる「地域共生社会」の実現に向けた取組を進めることや、「地域共生社会」の実現に向けた具体的な取組として、市町村において地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築すること等が盛り込まれました。

その他にも、令和3年には障がい者に対する「合理的配慮」の提供を国や自治体のみならず民間事業者にも義務化した「改正障害者差別解消法」、令和4年には障がい者による情報の取得利用・意思疎通に係る施策を総合的に推進する「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」を施行するなど、障がい者に関する法整備が進められています。

生活の状況については、令和2年1月以降の新型コロナウイルス感染症の感染拡大は様々な影響を及ぼし、特に、障がい者を含め脆弱な立場に置かれている人々は、感染拡大防止措置の影響による地域の交流・見守りの場、相談支援を受ける機会の喪失等によって、地域や社会からの孤立や、必要な支援を受けることができないなど、現在もその影響は続いています。

年々、変わりゆく障がい者施策や社会福祉施策の動向に加え、感染症の影響等、市を取り巻く現状を把握しながら、全ての障害のある人が地域で安心して生活できるまちづくりを進める必要があります。

■近年の障がい者制度に関わる法制度等の動き■

公布等年月	施行等年月	法制度等の動き	主な内容
令和元年 6月	令和元年6月	障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公的機関の障害者雇用水増し問題の再発防止策 ・ 障害者雇用に関する優良な中小事業主に対する認定制度の創設
	令和元年6月	視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律	<ul style="list-style-type: none"> ・ 視覚障害や発達障害、上肢の障害などがある人の読書環境を整えること
令和2年 5月	令和2年6月	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律	<ul style="list-style-type: none"> ・ バリアフリー基準適合義務の対象拡大 ・ 障害者等へのサービス提供について国が認定する観光施設の情報提供を促進
令和2年 6月	令和3年4月	地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の包括的な支援体制の構築の支援 ・ 地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の推進
令和3年 5月	令和6年4月	障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部を改正する法律	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国及び地方公共団体の連携協力の責務の追加 ・ 事業者による社会的障壁の除去の実施に係る必要かつ合理的配慮の提供の義務化 ・ 障害を理由とする差別を解消するための支援措置の強化
令和4年 5月	令和4年5月	障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全ての障害者が、社会を構成する一員として参加するために、障がい者による情報の取得利用・意思疎通に係る施策を総合的に推進することで、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重しながら共生する社会の実現に資すること
令和4年 12月	令和5年4月	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者等の地域生活の支援体制の充実 ・ 精神障害者の希望やニーズに応じた支援体制の整備

第2 人口の推移

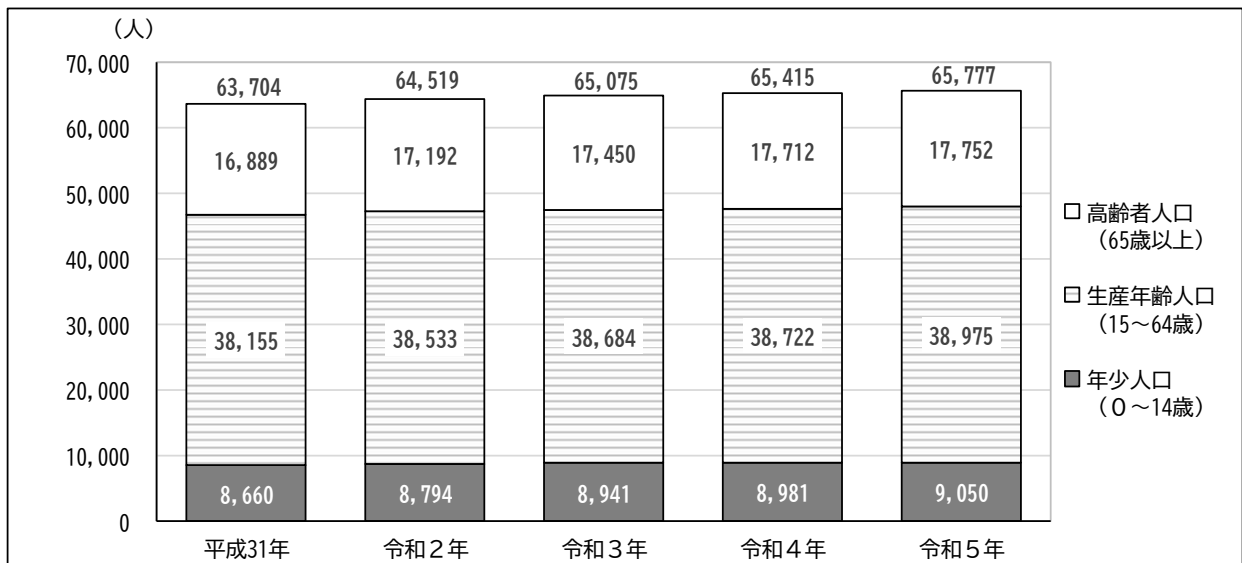
1 年齢3区分別人口の推移

袖ヶ浦市の令和5年4月1日現在の人口は65,777人で、年々微増しています。

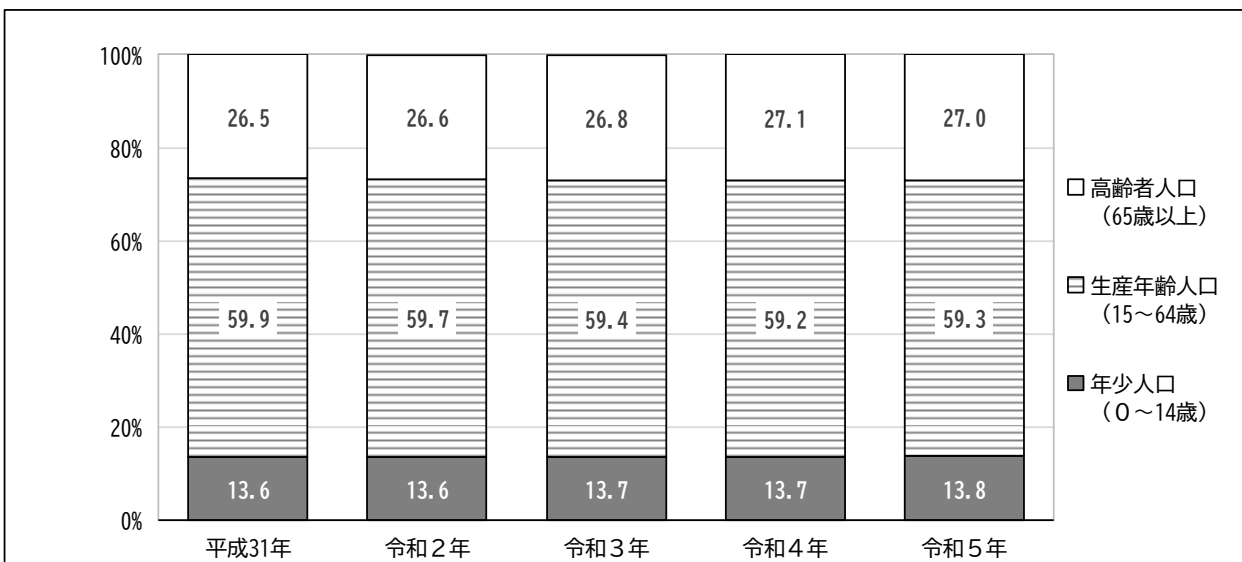
年齢階級別にみると、年少人口（0～14歳）、高齢者人口（65歳以上）は微増、生産年齢人口（15～64歳）が増加しています。

■年齢3区分別人口の推移■

■人数



■割合



(注) 割合は小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計が100%を上下する場合がある。

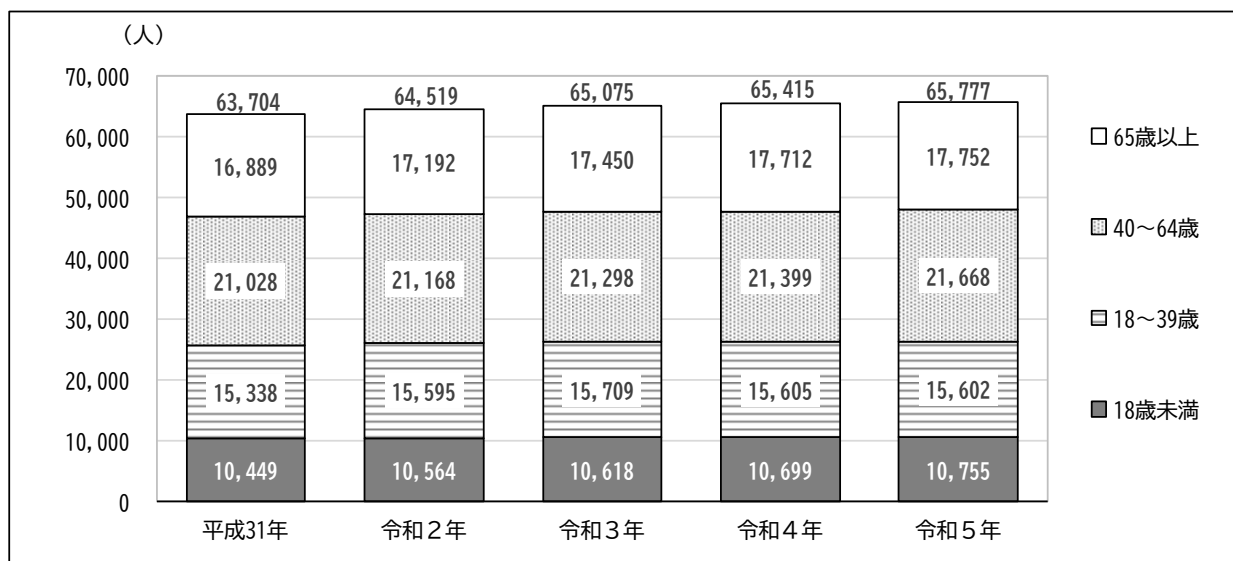
資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

2 年齢別人口の推移

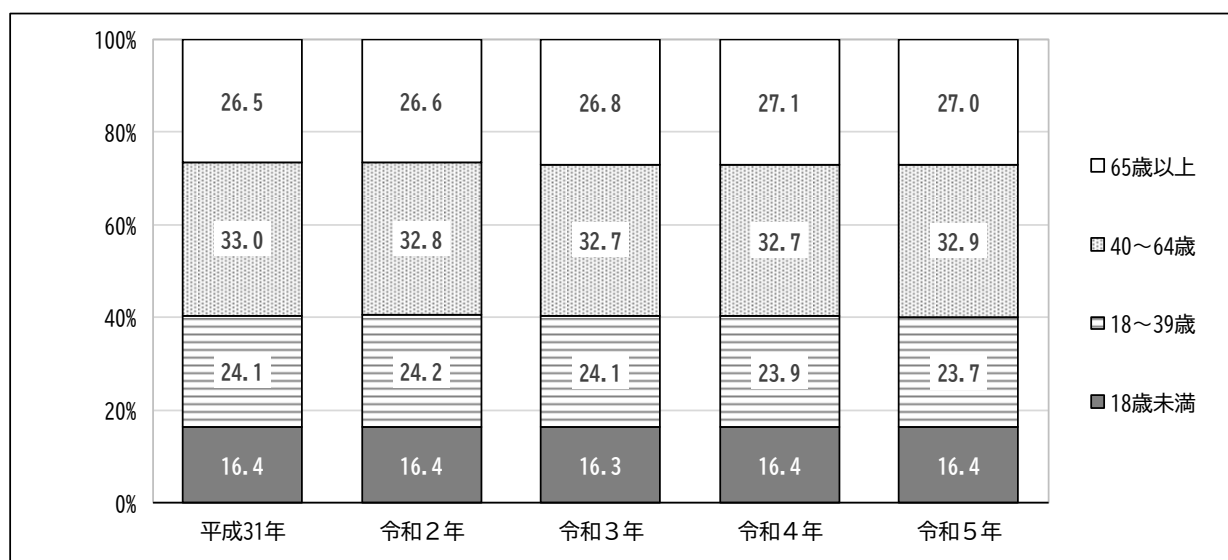
年齢3区分別人口を、18歳未満、18歳～39歳、40歳～64歳、65歳以上に分けてみると、令和5年の18歳未満の比率が16.4%、18歳～39歳が23.7%、40歳～64歳が32.9%、65歳以上が27.0%となっており、40歳～64歳の割合が増加しています。

■年齢別人口の推移■

■人数



■割合



(注) 割合は小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計が100%を上下する場合がある。

資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

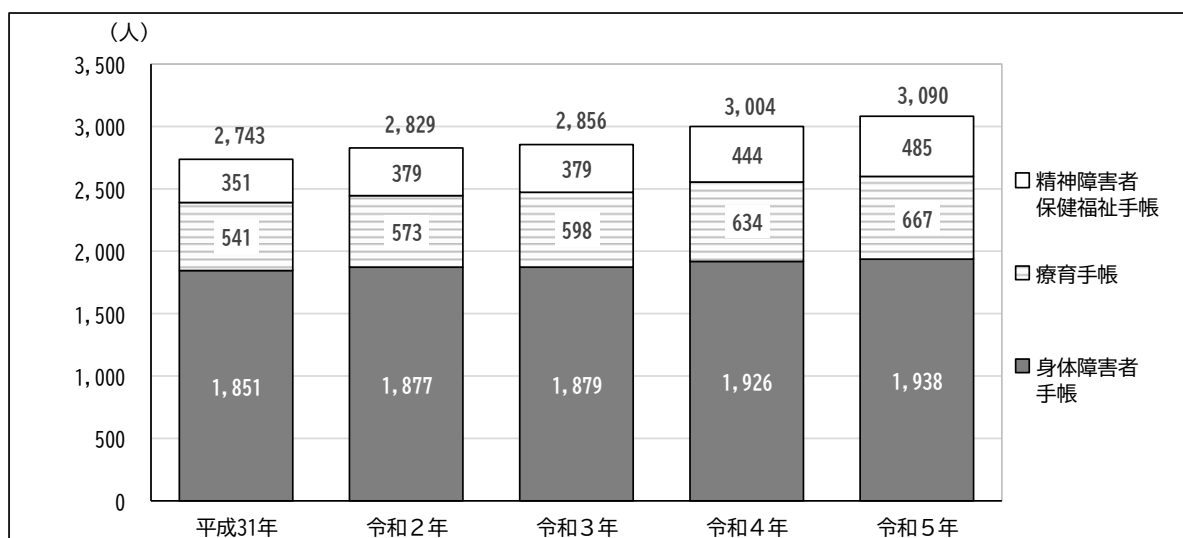
第3 障がいのある人の状況

1 障害者手帳所持者数（全体）の推移

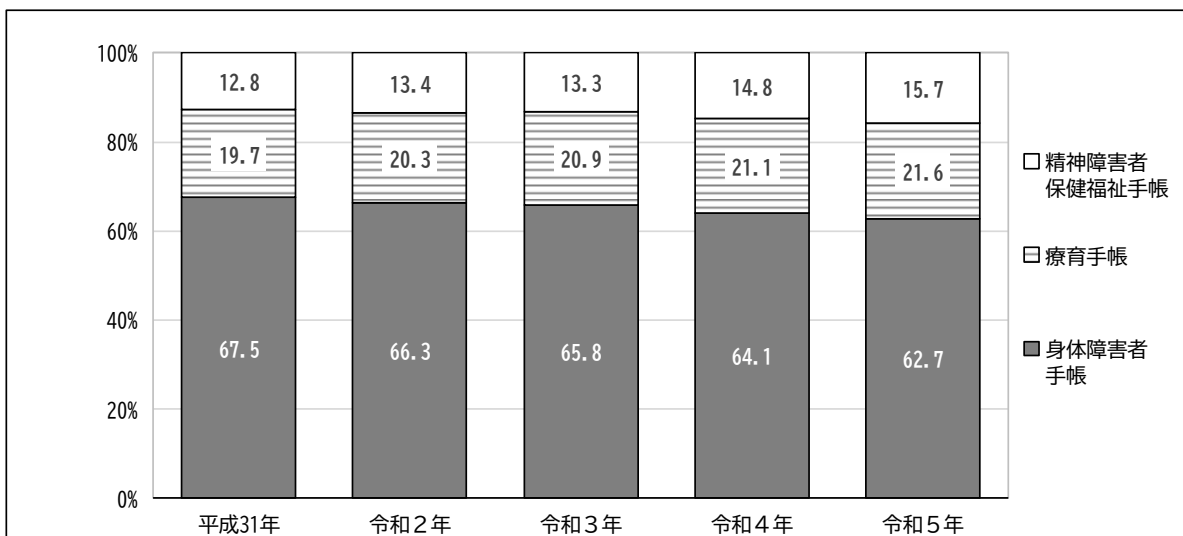
障害者手帳所持者数は増加しており、平成31年は3種合計で2,743人でしたが、令和4年に3,000人を超え、令和5年は3,090人となっています。3種それぞれの障害者手帳所持者数も年々増加しており、令和5年における手帳所持者数の割合は、身体障害者手帳が62.7%と多くを占めているものの、精神障害者保健福祉手帳は平成31年の12.8%から2.9ポイント増加し、15.7%となっています。

■障害者手帳所持者数（全体）の推移（人数）■

■人数



■割合



(注) 割合は小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計が100%を上下する場合があります。

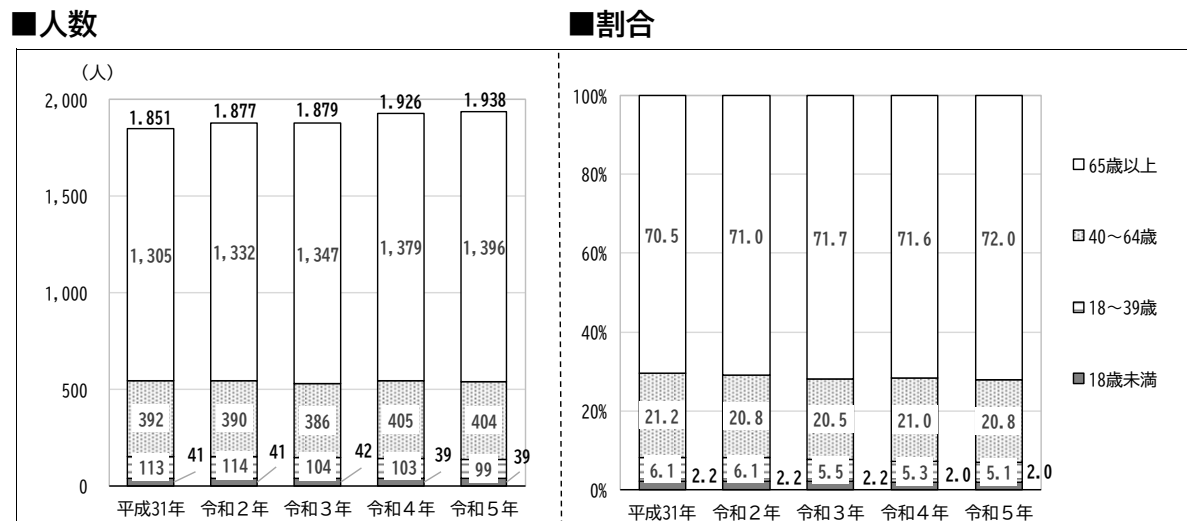
資料：障がい者支援課（各年3月31日現在）

2 身体障がいのある人の状況

(1) 身体障害者手帳所持者の年齢別、等級別の推移

身体障害者手帳所持者数は増加しており、令和5年3月31日現在で1,938人となっています。年齢別では、65歳以上の所持者数が増え、令和5年は1,396人で約7割を占めています。

■身体障害者手帳所持者の年齢別の推移■

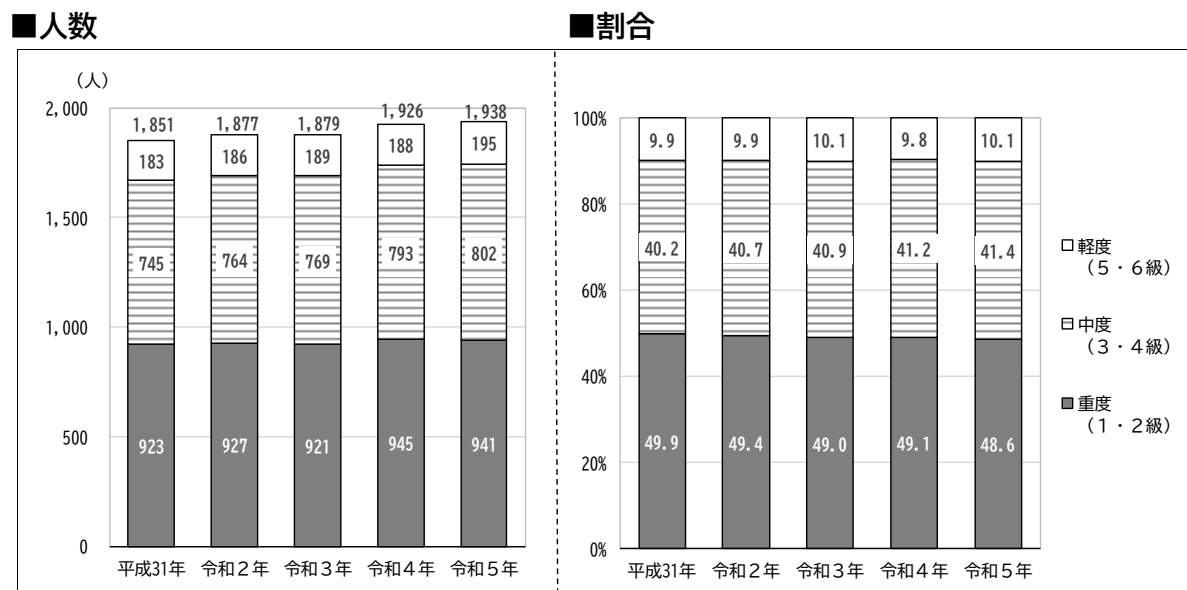


(注) 割合は小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計が100%を上下する場合があります。

資料：障がい者支援課（各年3月31日現在）

等級別でみると、それぞれの等級の占める割合はほぼ一定で推移しており、重度（1・2級）の人が約半数を占めています。

■身体障害者手帳所持者の等級別の推移■



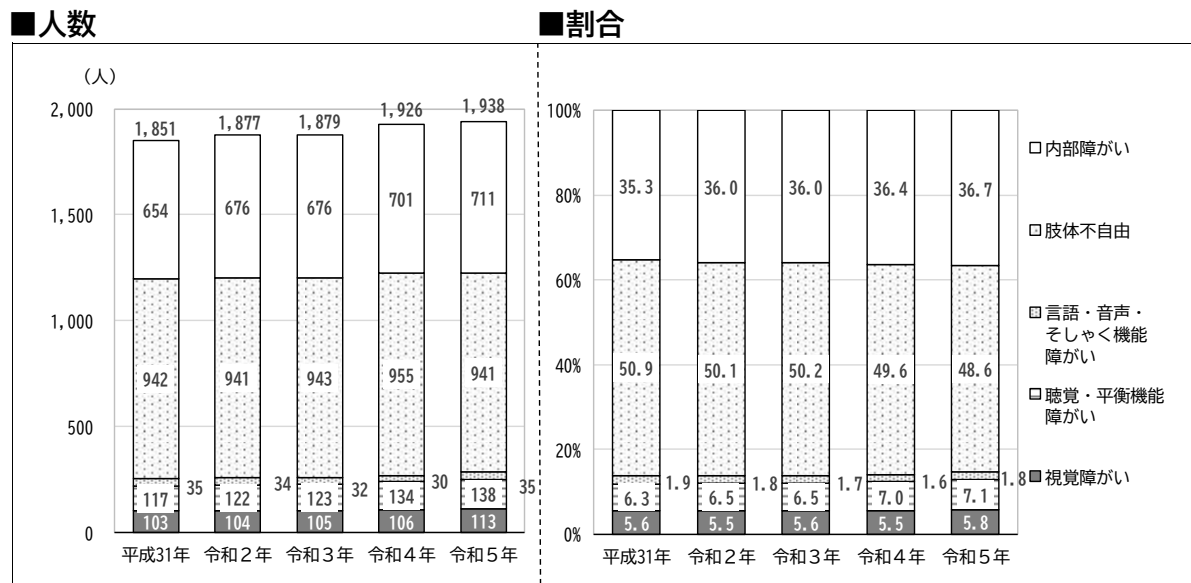
(注) 割合は小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計が100%を上下する場合があります。

資料：障がい者支援課（各年3月31日現在）

(2) 身体障がいのある人の障がい区分別の推移

身体障害者手帳所持者の障がい区分別の推移をみると、「肢体不自由」が最も多く、約半数を占めています。次いで「内部障がい」が多く、年々増加しています。

■身体障害者手帳所持者の障がい区分別の推移■

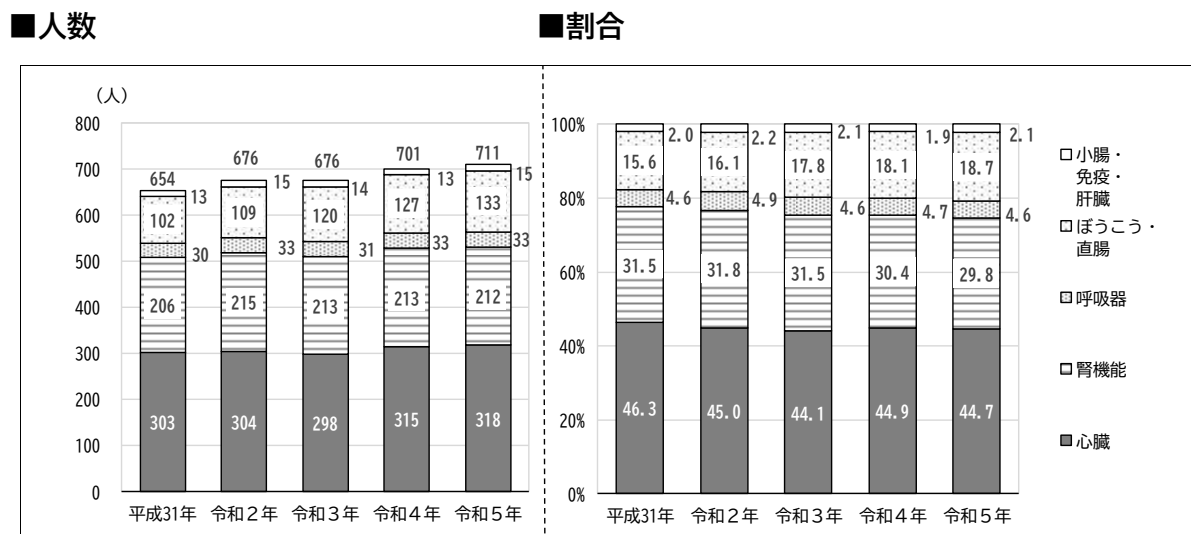


(注) 割合は小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計が100%を上下する場合がある。

資料：障がい者支援課（各年3月31日現在）

「内部障がい」について内訳をみると、「心臓」「腎機能」が多く、合わせて7割半ばを占めています。

■身体障害者手帳所持者のうち、内部障がいのある人の内訳の推移■



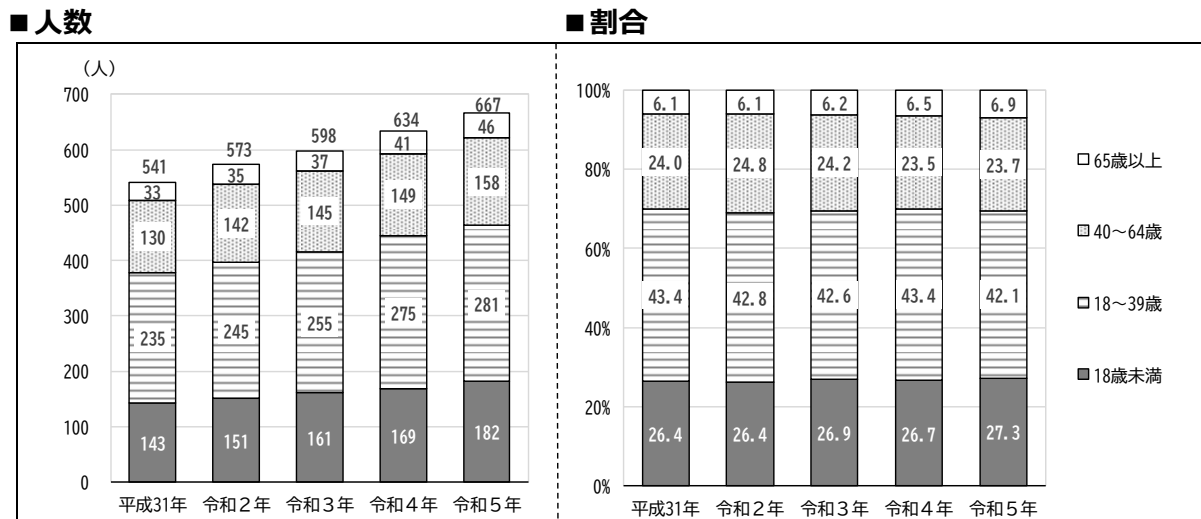
(注) 割合は小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計が100%を上下する場合がある。

資料：障がい者支援課（各年3月31日現在）

3 知的障がいのある人の状況

療育手帳所持者数は増加しており、平成31年は541人でしたが、令和4年に600人を超え、令和5年は667人となっています。年齢別では、各区分とも微増していますが、18～39歳が多く、次いで18歳未満が多くなっています。

■療育手帳所持者の年齢別の推移■

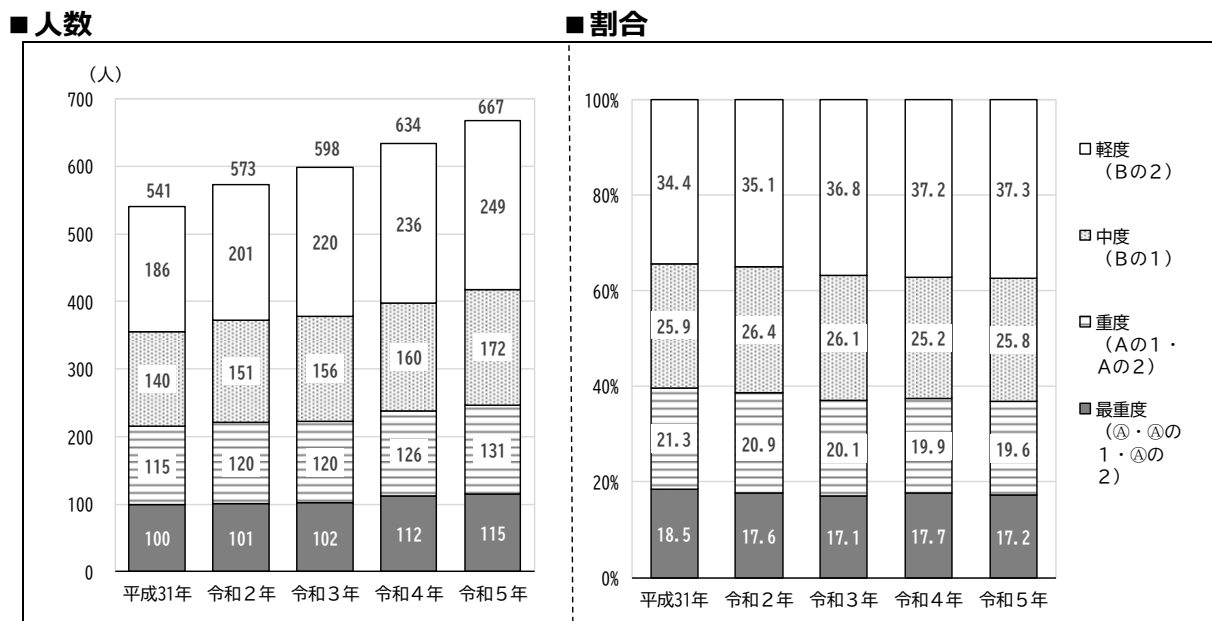


(注) 割合は小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計が100%を上下する場合があります。

資料：障がい者支援課（各年3月31日現在）

障がい程度別では、各区分とも横ばいから微増しており、特にBの2判定が増加しています。

■療育手帳所持者の障がい程度別の推移■



(注) 割合は小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計が100%を上下する場合があります。

資料：障がい者支援課（各年3月31日現在）

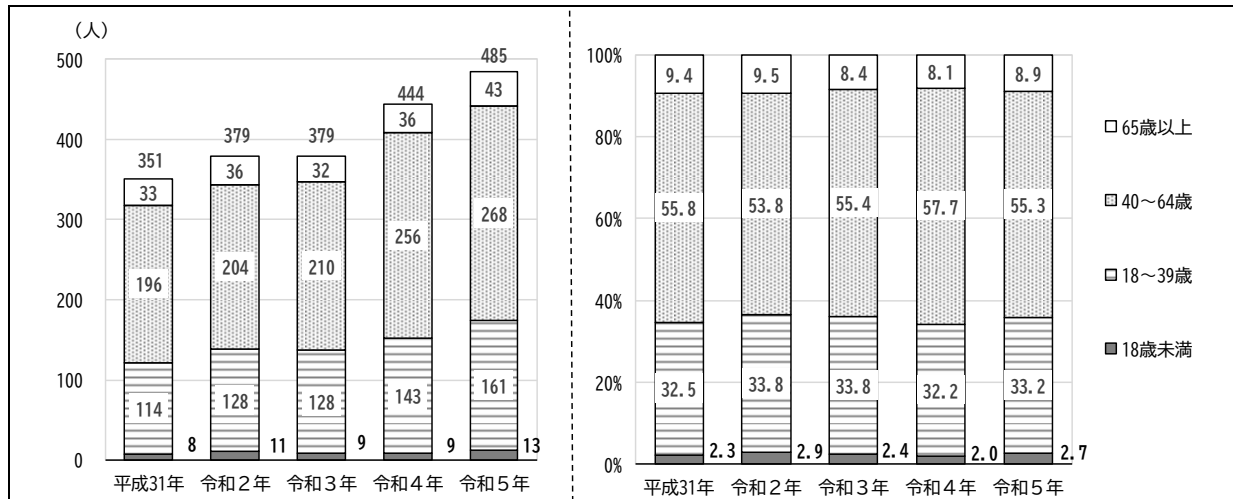
4 精神障がいのある人の状況

精神保健福祉手帳所持者は大幅に増加しており、平成31年は351人でしたが、令和5年に450人を超え、令和5年は485人となっています。年齢別では、40～64歳が半数以上を占めているほか、18歳未満、18～39歳、65歳以上も増加しています。

■精神障害者保健福祉手帳所持者の年齢別の推移■

■人数

■割合



(注) 割合は小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計が100%を上下する場合があります。

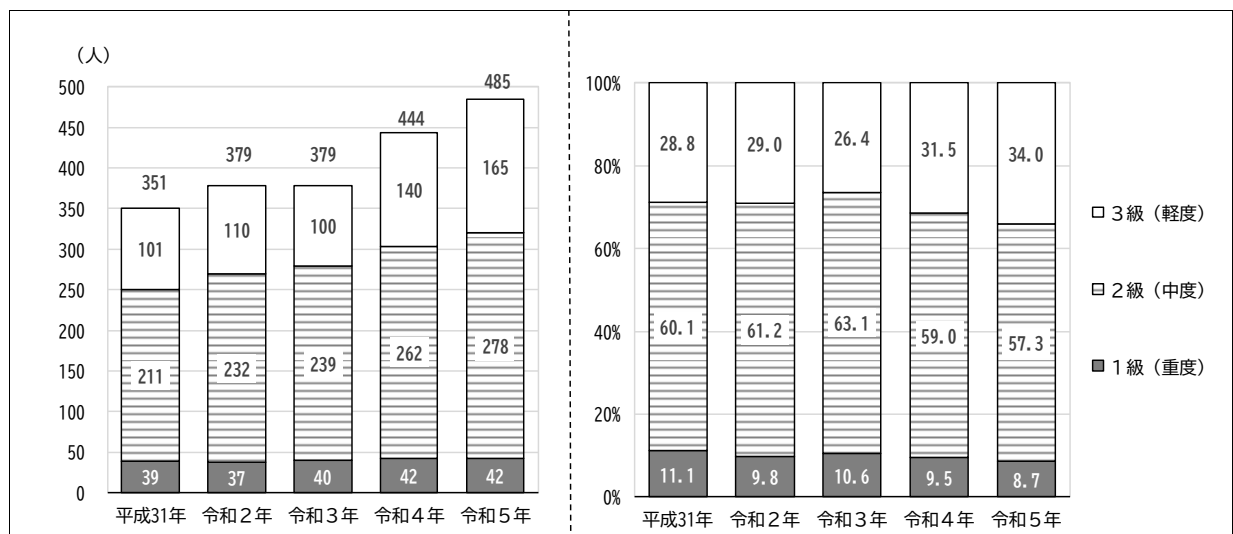
資料：千葉県精神保健福祉センター 精神保健福祉法第45条手帳所持者の状況（各年3月31日現在）

障がい等級別では、2級（中度）、3級（軽度）が年々増加しています。

■精神障害者保健福祉手帳所持者の障がい等級別の推移■

■人数

■割合



(注) 割合は小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計が100%を上下する場合があります。

資料：千葉県精神保健福祉センター 精神保健福祉法第45条手帳所持者の状況（各年3月31日現在）

5 難病等の特定疾患のある人の状況

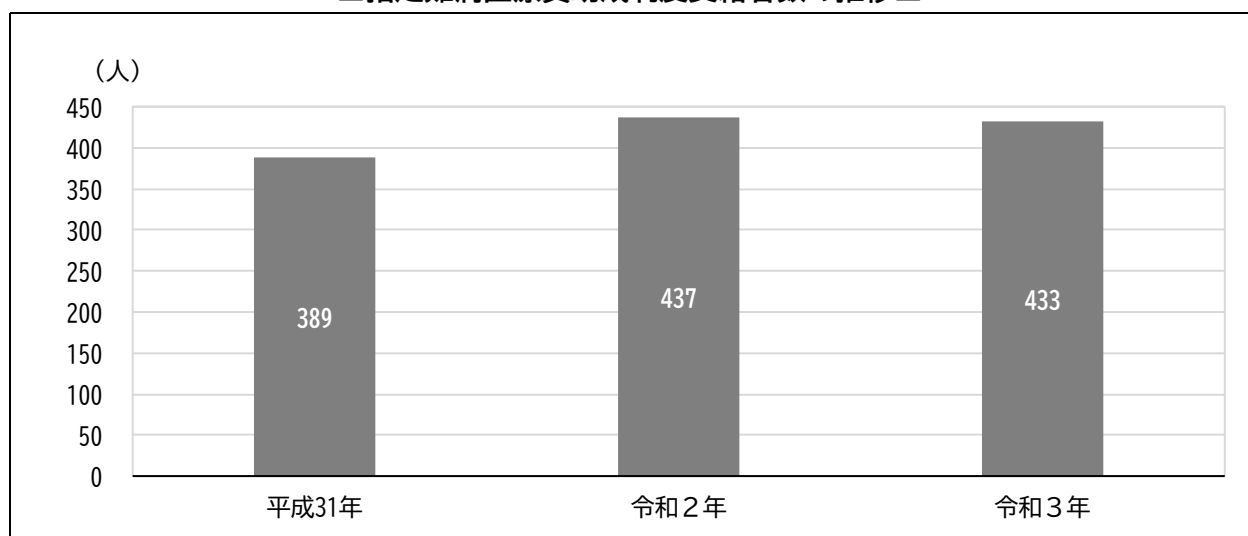
国の難病対策要綱によると、難病とは、①原因不明、治療方法未確立であり、かつ、後遺症を残すおそれが少なくない疾病、②経過が慢性にわたり、単に経済的な問題のみならず介護等に著しく人手を要するために家族の負担が重く、また、精神的にも負担の大きい疾病と定められています。

これまで、身体障害者手帳の取得が難しいケースが多く、必要な支援が受けられない“制度の谷間”にあった難病の方も、平成25年4月から障害者総合支援法により、障がい福祉サービス、相談支援等の対象となりました。

その後、平成26年5月に難病の患者に対する医療等に関する法律が成立し、平成27年1月1日から施行されました。これに伴い、国が定めた基準に該当する338疾患（令和3年11月1日以降）が指定難病とされ、従来の特定疾患医療費助成制度の対象疾病のうち、指定難病に指定されたものは新制度に移行されています。

令和3年度における指定難病医療費助成制度受給者数は433人となっています。

■指定難病医療費助成制度受給者数の推移■



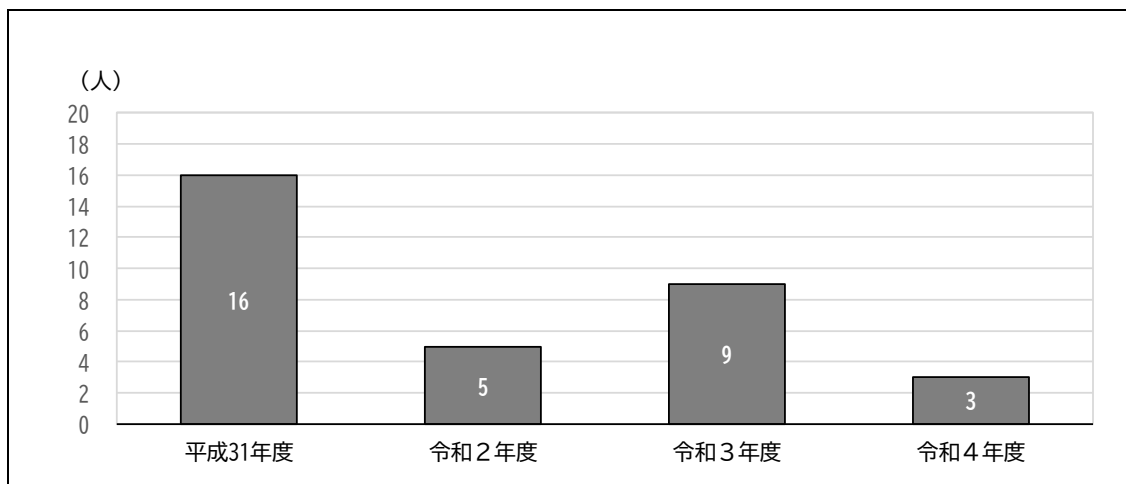
資料：君津保健所 事業年報

6 サポートが必要な児童・生徒の状況

(1) 自立支援医療（育成医療）、小児慢性特定疾病医療費助成制度受給者の推移

自立支援医療（育成医療）の受給者数は、令和3年度に増加しましたが、令和元年度から減少傾向で推移しています。

■自立支援医療（育成医療）受給者数の推移■

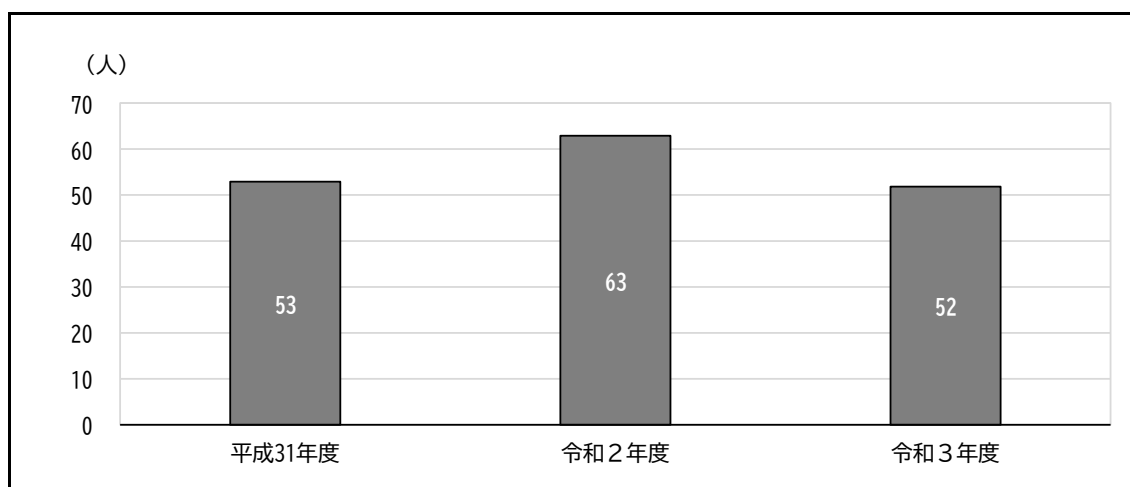


資料：障がい者支援課

平成26年5月30日に児童福祉法の一部を改正する法律が公布され、平成27年1月1日より児童福祉法に基づく小児慢性特定疾病医療支援制度が施行されました。この制度は、慢性疾患にかかっていることにより、長期にわたり療養を必要とする児童等の健全な育成を図るため、その治療方法の確立と普及を目的とした研究等に資する医療の給付等を行うものです。

対象となる疾病は国が指定した16疾患群788疾病（令和3年11月現在）となっており、小児慢性特定疾病医療費助成制度受給者数は、令和3年度で52人となっています。

■小児慢性特定疾病医療費助成制度受給者数の推移■



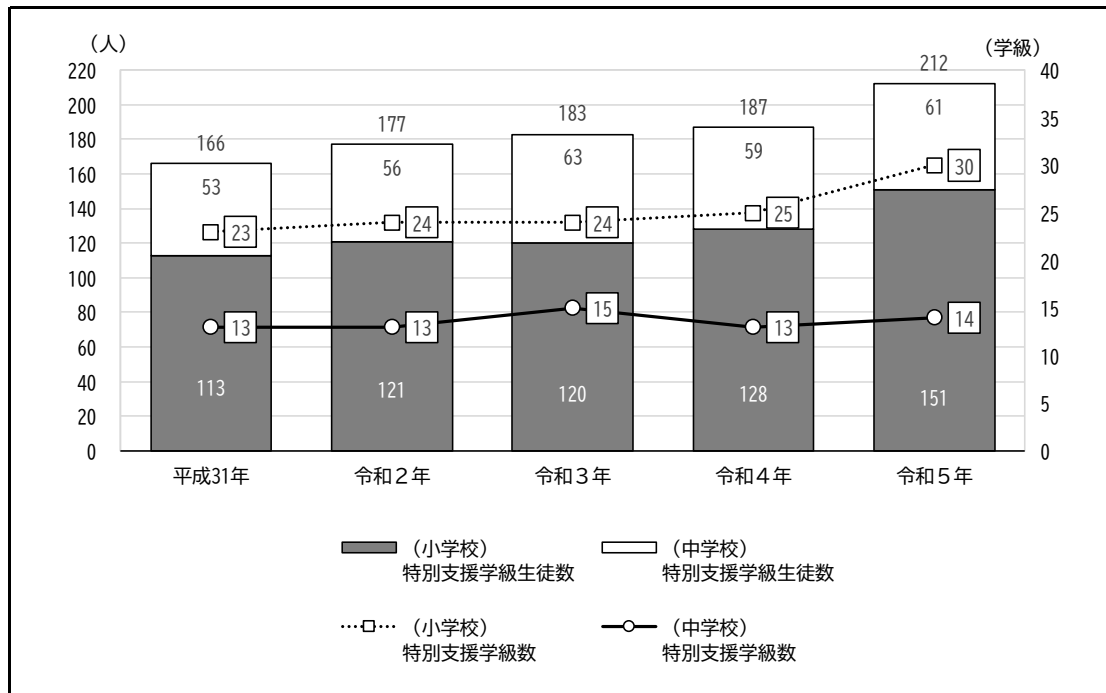
資料：君津保健所 事業年報

(2) 就学の状況

令和5年5月1日現在、本市の小・中学校に設置されている特別支援学級は、44学級（小学校30、中学校14）で、在籍している児童・生徒数は、小学校151人、中学校61人となっており、ここ5年間、児童・生徒数は増加傾向で推移しています。

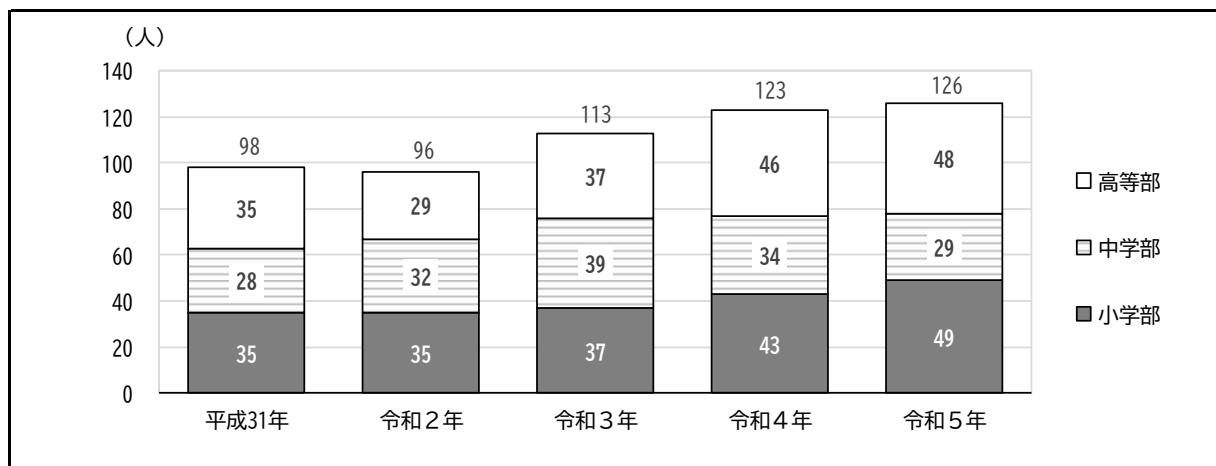
なお、市にある千葉県立楨の実特別支援学校の在籍者数も増加傾向で推移しています。

■特別支援学級の学級数と児童・生徒数の推移■



資料：袖ヶ浦市教育委員会（各年5月1日）

■千葉県立楨の実特別支援学校の在籍者数（市在籍者のみ）■



資料：千葉県立楨の実特別支援学校

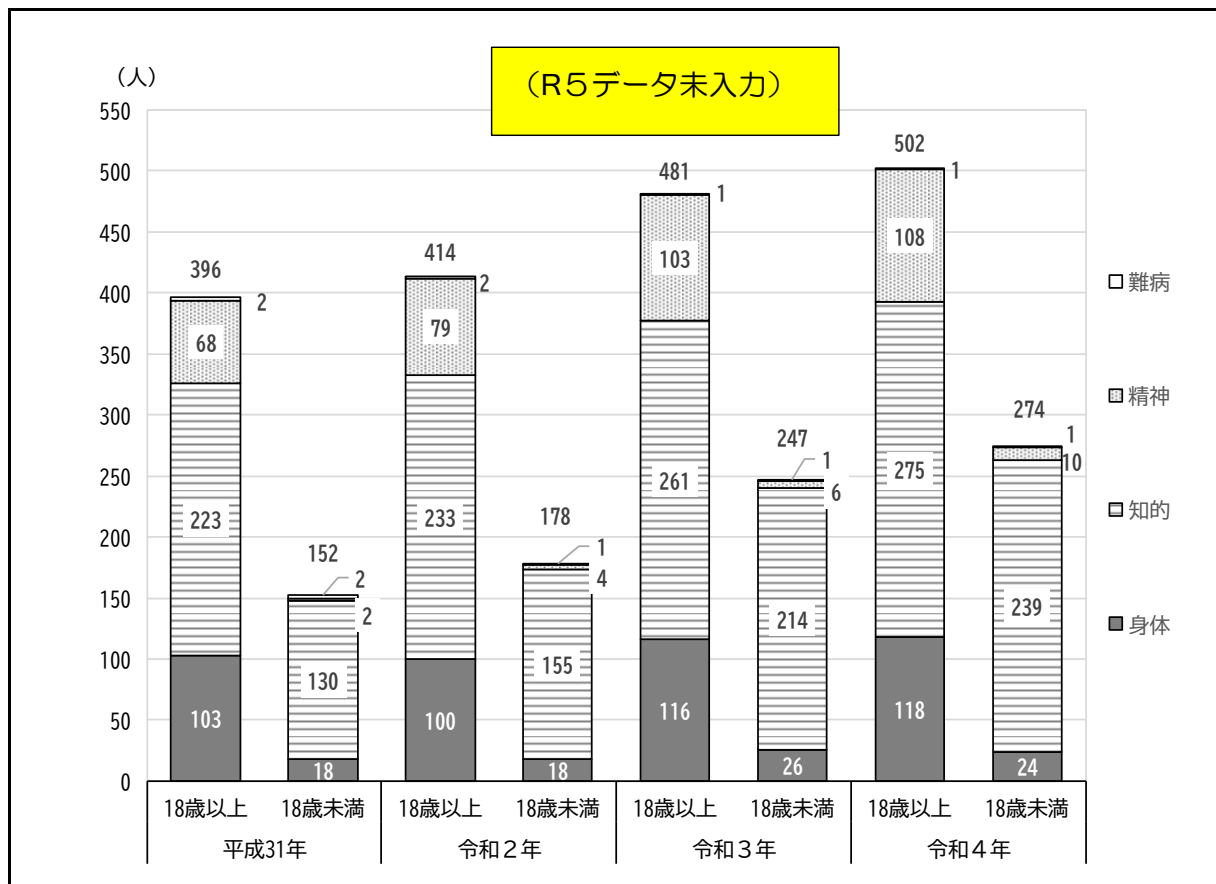
7 障がい福祉サービスの状況

(1) 障がい福祉サービスの利用者数

18歳以上の障がい福祉サービスの利用者数は、各区分とも年々増加しており、令和4年は502人となっています。

18歳未満の障がい福祉サービスの利用者数については、身体障がいのある子どもはほぼ横ばいであるものの、知的障がいのある子どもについては増加傾向で推移しています。

■障がい福祉サービスの利用者数の推移■



資料：障がい者支援課（各年10月1日現在）

(2) 障がい福祉サービスの支給決定状況（障がい種別・障害支援区分別）

障がい福祉サービスを利用する上で必要となる障害支援区分の推移について、障がい別、障害支援区分別で比較すると、身体障がいのある人の障害支援区分は重くなっている傾向が見受けられます。

また、精神障がいのある人の障害支援区分は軽い傾向があり、障害支援区分を必要としないサービスを利用する傾向にあります。

■障がい福祉サービスの支給決定状況（障がい種別・区分別）■

		区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	区分なし
身体	令和元年	2	6	13	13	13	42	32
	令和2年	2	6	10	13	13	40	34
	令和3年	2	8	15	15	14	44	44
	令和4年	1	9	13	16	17	44	42
知的	令和元年	4	25	26	43	48	44	163
	令和2年	4	24	28	44	51	45	192
	令和3年	5	26	41	45	54	50	254
	令和4年	5	31	37	48	57	51	285
精神	令和元年	1	17	12	2	2	1	35
	令和2年	2	15	10	5	2	0	49
	令和3年	2	16	13	10	2	0	66
	令和4年	2	17	15	8	3	1	72
難病	令和元年	0	0	1	0	0	0	3
	令和2年	0	0	0	0	0	0	3
	令和3年	0	0	1	0	0	0	1
	令和4年	0	0	1	0	0	0	1

資料：障がい者支援課（各年10月1日現在）

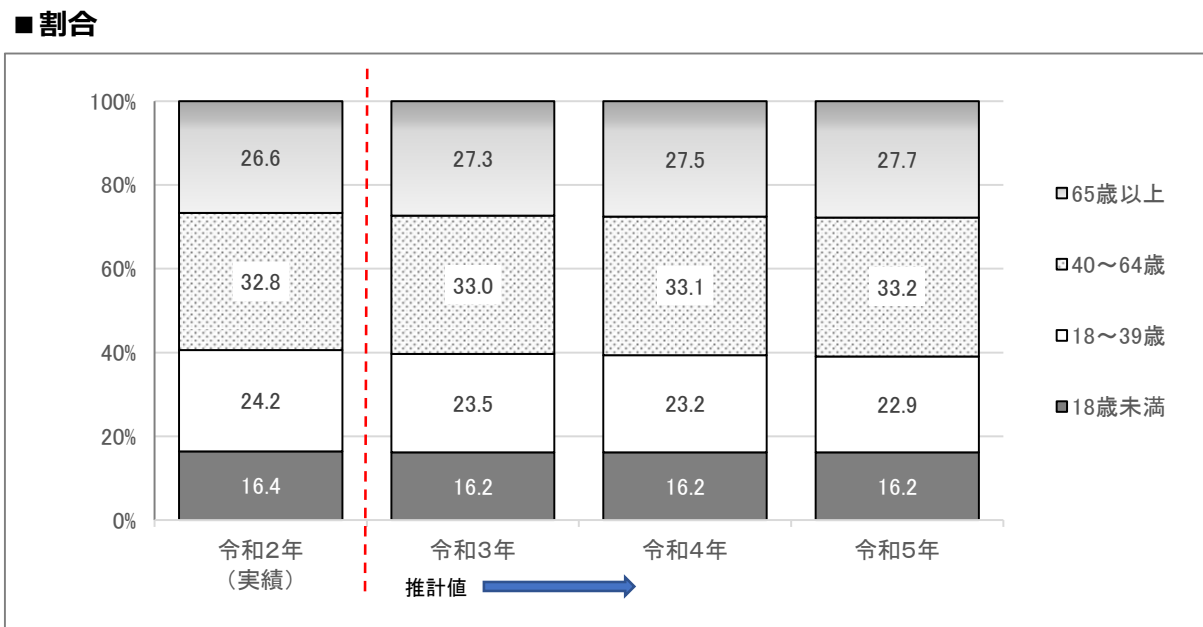
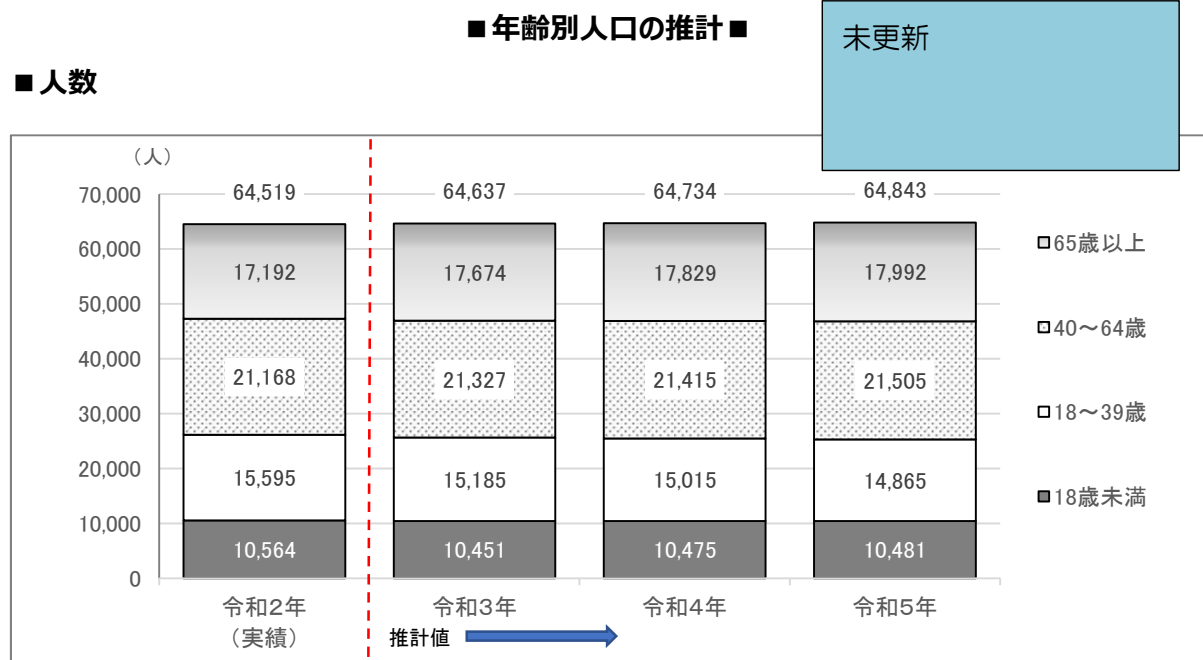
(注)「区分なし」には、区分が必要ではないサービスを利用している方を計上

複数の障がいがある場合には、主たる障がいで計上

8 障がいのある人等の推計

(1) 年齢別人口の推計

令和2年4月1日時点の人口総数は64,519人で、今後3年間の推計においても微増で推移していくことが予想されています。



(注) 割合は小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計が100%を上下する場合があります。

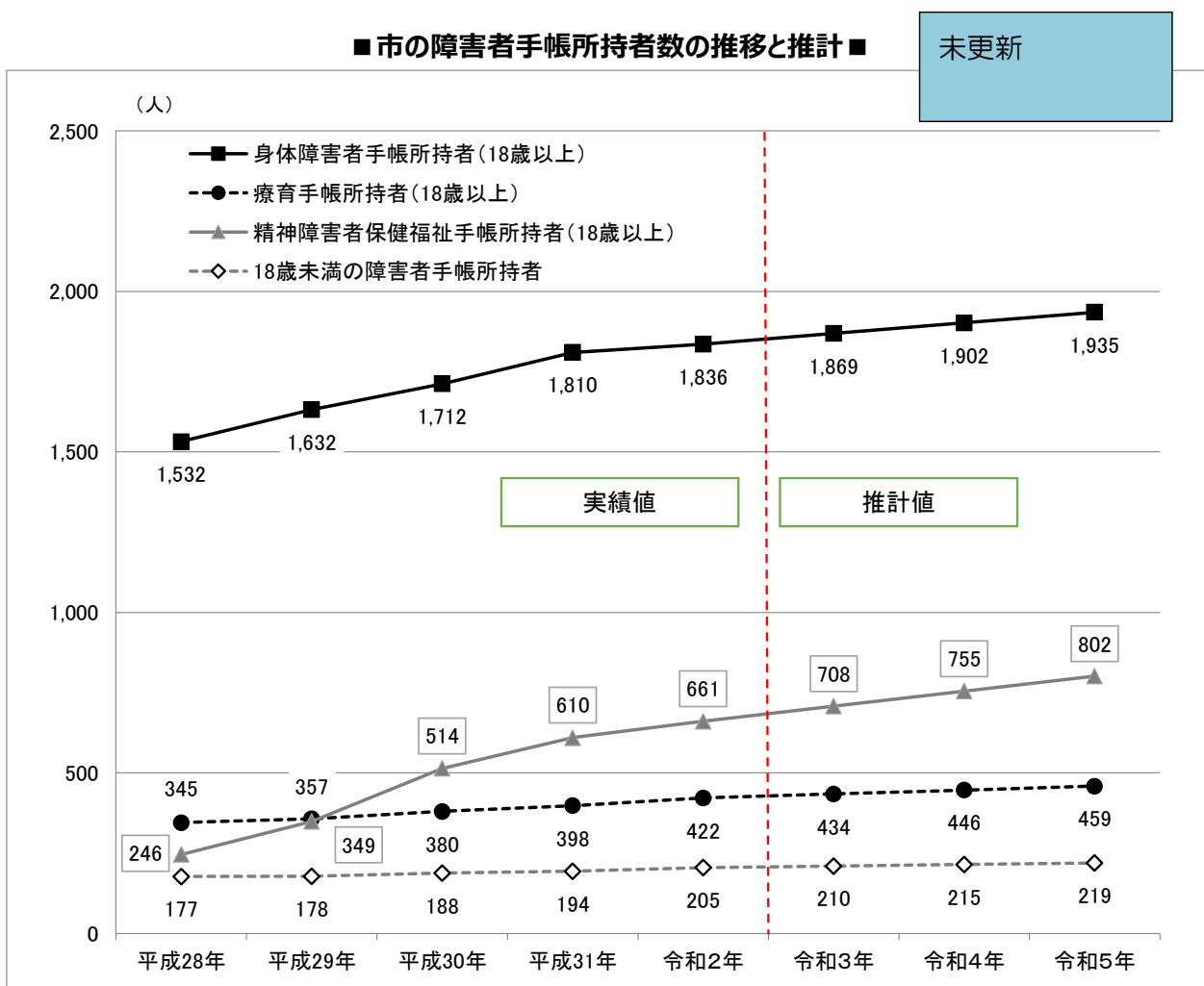
資料：令和2年：住民基本台帳（4月1日現在）

令和3年～令和5年：袖ヶ浦市総合計画の基本構想に示す将来人口推計を基に算出

(2) 障がいのある人の推計

障がい福祉サービスの見込み量推計の参考とするため、令和3年から令和5年までの袖ヶ浦市の各種障害者手帳所持者所持者数（18歳以上・18歳未満別）を推計した結果、身体障害者手帳所持者（18歳以上）で約100人（約5%）、療育手帳所持者（18歳以上）で約40人（約9%）、精神障害者保健福祉手帳所持者（18歳以上）で約140人（約21%）、18歳未満の障害者手帳所持者で約15人（約7%）の増加が見込まれます。

一方、手帳をお持ちでない方についても、今後、手帳の取得が進むことが想定されることから、将来の障がい者数は下記の推計値よりも多くなる可能性があります。



(注) 推計の手法については、過去5年間の障害者手帳所持者数と障がい種別ごとの障がい者比率（総人口に占める障がい者の比率）の実績や近年の伸び率を踏まえた上で、令和3年から令和5年の障がい者比率を推計し、それに袖ヶ浦市総合計画の基本構想に示す将来人口推計を基に算出した推計人口を掛け合わせて算出したものです。なお、手帳をお持ちでない方の人数については、統計データ等から正確な実態を把握することが困難なことから本推計には含めていません。

資料：平成28年～令和2年：障がい者支援課（各年3月31日現在）

そでがうら・ふれあいプランの取組状況

第1 障がい者福祉基本計画（第3期）における施策及び事業の進捗状況

袖ヶ浦市障がい者福祉基本計画（第3期）における計画期間中の施策及び事業を振り返り、評価を行いました。障がい福祉に関する事業の性質上、数的目標値の到達をもって評価することが適さない事業が多いため、事業の進捗状況について着目し、令和5年度末の状況を見込んだうえで、以下の4段階の評価としています。

■評価

- 「A」… 実施（計画通り進んでいる。）
- 「B」… 一部見直しして実施（一部見直ししたものの、おおむね計画通り進んでいる。）
- 「C」… 一部のみ実施（計画のうち、一部のみ実施している。）
- 「D」… 未実施（現在、ほとんど手をつけていない。）

袖ヶ浦市障がい者福祉基本計画（第3期）に掲載した事業87事業の評価は、

- 「A」 = 84事業（96.6%）
- 「B」 = 2事業（2.3%）
- 「C」 = 1事業（1.1%）
- 「D」 = 0事業（0.0%）

という結果であり、ほぼ計画どおり障がい福祉に関する施策・事業に取り組んでいる状況となっています（評価結果の概要については、次ページに一覧表を示しています。）。

■障がい者施策・事業の進捗状況中間評価結果■

施策・事業内容 (Plan:計画)		Check:点検				合計
基本目標	主要施策	A	B	C	D	
1. 自立生活の支援・意思決定支援の推進	(1) 各種相談支援の充実	6	-	-	-	6
	(2) 在宅福祉サービス等の充実	10	-	-	-	10
	(3) サービスの質の確保・福祉を支える人材の育成	4	-	-	-	4
	(4) 介護家族等への支援	2	-	-	-	2
2. 保健・医療の推進	(1) 障がいの原因となる疾病等の予防の充実	5	-	-	-	5
	(2) 医療サービス	6	-	-	-	6
3. 子育て・教育・生涯学習・スポーツ等の振興	(1) 子ども・子育ての支援	4	-	-	-	4
	(2) インクルーシブ教育システムの構築	5	-	-	-	5
	(3) 教育環境の整備	4	1	-	-	5
	(4) 生涯学習・スポーツ	4	-	-	-	4
4. 雇用・就業・経済的自立の支援	(1) 就労支援	3	-	-	-	3
	(2) 経済的支援	4	-	-	-	4
5. 安全・安心な生活環境の整備	(1) 居住支援	3	-	-	-	3
	(2) 移動支援	6	-	-	-	6
	(3) 情報アクセシビリティの向上	2	-	-	-	2
	(4) 生活環境の整備	2	-	1	-	3
6. 防災・防犯等の推進	(1) 防災対策の推進	3	-	-	-	3
	(2) 防犯対策の推進	1	1	-	-	2
7. 障がい理解・差別の解消・権利擁護・虐待防止の推進	(1) 障がい理解・交流	2	-	-	-	2
	(2) 権利擁護の推進・虐待の防止	5	-	-	-	5
	(3) 障がいを理由とする差別の解消の推進	3	-	-	-	3
合計		84	2	1	0	87
		96.6%	2.3%	1.1%	0.0%	

第2 障がい福祉計画（第6期）・障がい児福祉計画（第2期）の取組状況

1 成果目標の達成状況

（1）福祉施設の入所者の地域生活への移行

【達成状況】

- 国の障害者基本計画の基本原則である「地域社会における共生等」を実現するため、地域生活への移行を進めるという観点から、相談支援事業所や施設などと連携し、地域生活への移行に向けた支援に取り組んできました。
- サービスの質や量の確保等とともに、希望する人が必要なサービスを受けられるよう支援に努めており、令和4年度末時点において、地域生活移行者数は3人、施設入所者数は63人と既に達成している状況にあります。

■成果目標と実績■

指標	項目		数値	備考
地域生活への移行	令和元年度末の施設入所者数 (a)		66人	(令和元年度末時点の利用人員)
	令和5年度末時点の地域生活移行者数 (施設入所からグループホーム等への移行者数)	【目標値】	2人	国の基本指針に定める目標 (令和元年末の施設入所者数 ×6%)に、地域の実情を勘 定し調整
		【実績値】 (令和4年度末)	3人	
施設入所者数の削減	令和5年度末時点の施設入所者数 (b)	【目標値】	64人	国の基本指針に定める目標 (令和元年末の施設入所者数 －(令和元年末も施設入所者 数×1.6%))に、地域の実情 を勘定し調整
		【実績値】 (令和4年度末)	63人	
	削減人数 (a－b)	【目標値】	2人	差引減少者数
		【実績値】 (令和4年度末)	3人	

【今後の取組】

- 施設入所者の地域移行に限らず精神科病院長期入院者の地域移行も含めた障がい者の地域移行について、引き続き希望者が地域移行ができる体制を整える必要があります。

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

【達成状況】

- 精神障がいのある方が地域の一員として、安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、医療、障がい福祉等の関係者が情報共有や連携する体制として、「君津地区四市精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム構築推進連携会議」を設置することができました。

■成果目標と実績■

区分	項目	数値	備考
精神保健医療福祉体制の基盤整備量	保健、医療、福祉関係者による協議の場の開催回数	【目標値】 年2回	令和5年度末までに市又は圏域に1つ以上確保し、開催するよう設定
		【実績値】 (令和4年度末) 年2回	

【今後の取組】

- 「君津地区四市精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム構築推進連携会議」において、引き続き医療、障がい福祉等の関係者が情報共有や連携を図っていく必要があります。

(3) 地域生活支援拠点等の整備

【達成状況】

○障がい者（児）の重度化・高齢化や「親亡き後」に備えるとともに、入所施設や病院からの地域移行の促進、重度障がいにも対応することができる専門的人材の育成・確保、地域の生活で生じる障がい者（児）やその家族の緊急事態への対応に係る体制等の整備を図る観点から、地域総合支援協議会の実務者会議において協議を進め、令和5年度から地域生活支援拠点事業を開始しました。

■成果目標と実績■

区分	項目	数値	備考	
地域生活支援拠点等の整備状況	地域生活支援拠点等の整備	【目標値】	1箇所	令和5年度末までに市又は圏域に1つ以上確保
		【実績値】 (令和4年度末)	—	
	地域生活支援拠点等の運用状況の検証、検討	【目標値】	年1回	年1回以上運用状況を検証、検討を実施することとして調整
		【実績値】 (令和4年度末)	—	

【今後の取組】

○市、基幹相談支援センター及び登録事業所において、常に緊急時対応にかかる対応について共通認識を図っていく必要があります。また、登録事業所を増やせるよう周知をしていく必要があります。

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

【達成状況】

- 障がいのある人が就労を通じ、誇りをもって自立した生活を送ることができるよう、就労移行支援事業等の推進により、障がいのある人の就労の場を確保するとともに、就労移行支援事業所の就職移行率の増加を図ってきました。
- 令和4年度末時点において、「福祉施設から一般就労への移行者数」は6人と目標達成には至っておりません。また、「就労移行支援事業等を通じた一般就労へのうち移行者のうち、就労定着支援事業利用者数」についても、3人と目標達成には至っておりません。

■成果目標と実績■

区分	項目	数値	備考	
福祉施設から一般就労への移行	福祉施設から一般就労への移行者数（令和元年度）	5人	（令和元年度中に福祉施設を退所し、一般就労した者の数）	
	うち就労移行支援事業を通じた移行	5人		
	うち就労継続支援A型事業を通じた移行	0人		
	うち就労継続支援B型事業を通じた移行	0人		
	就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数（令和5年度）	【目標値】	8人	国の基本指針に定める目標に、地域の実情を勘定し調整
		【実績値】	6人	
	就労移行支援事業	【目標値】	6人	(5人×1.30)
		【実績値】	6人	
	就労継続支援A型事業	【目標値】	1人	(1.26倍以上)
		【実績値】	0人	
就労継続支援B型事業	【目標値】	1人	(1.23倍以上)	
	【実績値】	0人		
一般就労への定着	就労定着支援事業所数	10事業所	(令和元年度において就労定着支援事業を実施している事業所数)	
	就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者のうち、就労定着支援事業利用者数（令和5年度）	【目標値】	4人	これまでの実績や現状の動向を考慮した上で国の方針を踏まえ、一般就労移行者のうち、7割以上の利用を基本として調整
		【実績値】	3人	
	就労定着率80%以上の就労定着支援事業所数	【目標値】	8事業所	全事業所数の8割以上を基本として調整（10事業所×0.8）
【実績値】		9事業所		

【今後の取組】

- 就労移行支援の利用者は一定程度維持しており、一般就労につながらない利用者に対してどのように支援していくかが課題となっています。更には、就労定着支援の利用者が増加しており、一般就労の定着に向けた支援を一層進めていく必要があります。

(5) 障がい児支援の提供体制の整備等

【達成状況】

- 本市内では、社会福祉法人が児童発達支援センターを運営しています。また、君津圏域においては、君津郡市広域市町村圏事務組合が児童発達支援センター「きみつ愛児園」を設置運営しているところであり、今後のあり方について君津4市で協議を行ってきました。
- 「医療的ケア児支援のための協議の場」については、君津4市での設置や市単独での設置について検討してきましたが、未設置となっています。また、保育所等訪問支援を利用できる体制について確保には至っていない状況です。

■成果目標と実績■

区分	項目	数値	備考
重層的な地域支援体制の構築	児童発達支援センターの設置	【目標値】 1箇所 (1箇所)	君津圏域での設置 (本市内での設置)
		【実績値】 (令和4年度末) 3箇所 (1箇所)	
	保育所等訪問支援を利用できる事業所数	【目標値】 1事業所	令和5年度末までに補強
		【実績値】 (令和4年度末) 1事業所	
主に重症心身障がいの児童への支援	当該児童発達支援事業所数	【目標値】 1事業所	君津圏域での設置を基本とし、令和5年度末までに整備
		【実績値】 (令和4年度末) 3事業所	
	当該放課後等デイサービス事業所数	【目標値】 1事業所	君津圏域での設置を基本とし、令和5年度末までに整備
		【実績値】 (令和4年度末) 3事業所	
医療的ケア児支援	医療的ケア児支援のための協議の場の設置	【目標値】 1箇所	令和5年度末までに整備
		【実績値】 (令和4年度末) —	
	医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置人数	【目標値】 1人	令和5年度末までに配置
		【実績値】 (令和4年度末) —	

【今後の取組】

- 「医療的ケア児支援のための協議の場」については、引き続き設置の検討を行い、設置に向けて取り組んでいく必要があります。
- 関係機関と連携して圏域内の事業所への働きかけを行い、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築していく必要があります。

(6) 相談支援体制の充実・強化等

【達成状況】

○本市では、基幹相談支援センターとの連携により、福祉に関する問題について相談に応じる体制の整備が図れておりますが、人材育成の取組の実施には至っていない状況です。

■成果目標と実績■

区分	項目	数値	備考	
総合的・専門的な相談支援	【目標値】 障がいの種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援実施箇所数	1箇所	令和5年度末まで設置	
	【実績値】 (令和4年度末)	1箇所		
地域の相談支援体制の強化	地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	【目標値】	年12回	基幹相談支援センターにおける専門的な指導・助言件数の設定
		【実績値】 (令和4年度末)	年11回	
	地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	【目標値】	年3件	基幹相談支援センターにおける人材育成の支援件数の設定
		【実績値】 (令和4年度末)	年0件	
	地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	【目標値】	年8回	基幹相談支援センターとの連携強化の取組の実施回数の設定
		【実績値】 (令和4年度末)	年9回	

【今後の取組】

○基幹相談支援センターを中心に、引き続き相談体制を維持していくとともに、関係機関との連携強化の取組を進めていく必要があります。

(7) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

【達成状況】

- 千葉県が実施する障害福祉サービス等に係る研修への参加については、市職員も積極的に参加しているものの、目標の達成には至っていない状況です。
- 「障害者自立支援審査支払等システム」により審査結果を事業所と情報共有することで適切な障害福祉サービスが提供できています。

■成果目標と実績■

区分	項目		数値	備考
障害福祉サービス等に係る各種研修の活用	県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への市職員の参加人数	【目標値】	年10人	研修会に市職員1名以上の参加として設定
		【実績値】 (令和4年度末)	2人	
「障害者自立支援審査支払等システム」による審査結果の共有	事業所や関係自治体等と共有する回数	【目標値】	年1回	袖ヶ浦市地域総合支援協議会における会議等で共有するものとして設定
		【実績値】 (令和4年度末)	年1回	

【今後の取組】

- 県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修に関し、引き続き積極的に参加し障害福祉サービスに関する理解に努め、その提供が適切に行われるよう取り組みます。

2 活動指標の実施状況

(1) 障がい福祉サービス（自立支援給付等）

障がい福祉計画（第6期）における、各種障がい福祉サービス（自立支援給付等）の活動指標（計画）に対する実績は、以下のとおりです。

■障がい福祉サービス（自立支援給付等）の実績■

サービス名	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度		
		見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績見込	
訪問系	居宅介護（ホームヘルプ）	実人／月	110	87	110	93	111	90
		時間／月	1,789	1,650	1,800	1,610	1,812	1,650
	重度訪問介護	実人／月	5	4	5	3	5	3
		時間／月	525	518	525	517	525	520
	同行援護	実人／月	14	12	14	11	14	12
		時間／月	311	157	311	160	311	160
行動援護	実人／月	1	1	1	1	1	1	
	時間／月	20	8	20	6	20	6	
重度障害者等包括支援	実人／月	0	0	0	0	0	0	
	時間／月	0	0	0	0	0	0	
日中活動系	生活介護	実人／月	178	176	185	177	192	180
		延人日／月	3,157	3,267	3,185	3,360	3,213	3,400
	自立訓練（機能訓練）	実人／月	10	5	10	2	10	2
		延人日／月	60	22	60	8	60	8
	自立訓練（生活訓練）	実人／月	1	9	1	5	1	5
		延人日／月	17	120	17	81	17	80
	就労移行支援	実人／月	33	30	34	31	35	31
		延人日／月	243	237	247	328	251	330
	就労継続支援（A型）	実人／月	35	32	40	32	46	32
		延人日／月	504	531	523	480	543	480
	就労継続支援（B型）	実人／月	115	123	120	144	125	150
		延人日／月	1,547	1,760	1,561	2,047	1,575	2,100
	就労定着支援	実人／月	6	16	7	17	8	17
	療養介護	実人／月	4	5	4	6	4	6
短期入所（福祉型）	実人／月	42	48	43	37	44	40	
	延人日／月	492	452	498	537	504	540	
短期入所（医療型）	実人／月	1	2	1	1	1	1	
	延人日／月	5	34	5	3	5	3	
居住系	自立生活援助	実人／月	0	0	1	1	2	1
	共同生活援助（グループホーム）	実人／月	90	102	95	116	100	120
	施設入所支援	実人／月	65	66	65	64	66	65
相談支援	計画相談支援（サービス利用計画作成）	実人／月	120	94	140	111	160	120
	地域移行支援	実人／月	2	1	3	1	3	1
	地域定着支援	実人／月	1	0	1	0	2	0

【計画期間における取組状況と今後の取組】

- 障がい福祉サービス（自立支援給付等）の提供については、見込量との乖離がみられるサービスもありますが、求められる必要な支援を提供することができました。
- 引き続き、関係する事業所と連携を強化し、必要な支援を行っていきます。

(2) 障がい福祉サービス（地域支援事業）

障がい福祉計画（第6期）における、地域支援事業の活動指標（計画）に対する実績は、以下のとおりです。

■障がい福祉サービス（地域支援事業）の実績■

事業名	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績見込
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有
自発的活動支援事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有
相談支援事業							
①障がい者相談支援事業	実施箇所数	2	2	2	2	2	2
基幹相談支援センター	設置の有無	有	有	有	有	有	有
②基幹相談支援センター等機能強化事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有
③住宅入居等支援事業	実施の有無	無	無	無	無	無	無
成年後見制度利用支援事業	実人数/年	6	6	7	3	8	5
成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有
コミュニケーション支援事業							
①手話通訳者・要約筆記者派遣事業	実人数/年	20	4	21	6	23	6
②手話通訳者設置事業	設置箇所数	1	1	1	1	1	1
日常生活用具給付等事業							
①介護・訓練支援用具	延件/年	4	5	4	4	4	4
②自立生活支援用具	延件/年	7	10	8	6	8	6
③在宅療養等支援用具	延件/年	14	12	14	12	14	12
④情報・意志疎通支援用具	延件/年	12	17	12	16	12	17
⑤排泄管理支援用具	延件/年	1,354	1,202	1,420	1,292	1,490	1,400
⑥居宅生活動作補助用具（住宅改修費）	延件/年	1	2	1	0	1	0
移動支援事業	実施箇所	22	14	22	14	22	14
	実人数/月	35	25	35	29	35	30
	時間/月	291	172	296	180	300	180
地域活動支援センター機能強化事業							
地域活動支援センター（Ⅰ型）	実施箇所数	1	1	1	1	1	1
	実人数/月	71	90	75	75	78	80
地域活動支援センター（Ⅱ型）	実施箇所数	3	3	3	2	3	2
	実人数/月	3	3	3	2	3	2
地域活動支援センター（Ⅲ型）	実施箇所数	5	3	6	4	6	4
	実人数/月	12	10	12	7	13	7
訪問入浴サービス事業	実人数/月	4	6	4	5	4	5
	延人数/月	115	158	115	140	115	140
日中一時支援事業	実人数/月	45	31	45	40	45	40
	延人数/月	335	490	335	313	335	320
自動車運転免許取得・改造費助成事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有
知的障害者職親委託制度	実施の有無	有	無	有	有	有	有
ペアレントメンターの人数	実人数	1	0	1	0	2	0
ピアサポートの活動への参加人数	実人数/月	3	0	3	0	3	0

【計画期間における取組状況と今後の取組】

- 障がい福祉サービス（地域支援事業）の提供については、見込量との乖離がみられるサービスもありますが、求められる必要な支援を提供することができました。
- 各種事業の利用ニーズを踏まえつつ制度の周知を図るとともに、引き続き、関係する事業所と連携を強化し、障がいのある人の社会参加等のための支援の充実を図っていきます。

(3) 障がい児支援サービス

障がい児福祉計画（第2期）における、障がい児支援サービスの活動指標（計画）に対する実績は、以下のとおりです。

■障がい児支援サービスの実績■

サービス名	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績見込
障がい児相談支援	実人/月	55	55	65	53	75	60
児童発達支援	実人/月	70	92	72	95	74	100
	延人日/月	565	754	570	861	575	900
医療型児童発達支援	実人/月	0	0	0	0	0	0
	延人日/月	0	0	0	0	0	0
放課後等デイサービス	実人/月	131	144	143	159	156	165
	延人日/月	1,148	1,604	1,198	1,785	1,251	1,800
保育所等訪問支援	実人/月	6	3	8	6	10	8
	延人日/月	6	3	8	7	10	8
居宅訪問型児童発達支援	実人/月	0	0	0	0	0	0
	延人日/月	0	0	0	0	0	0
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数	実人	0	0	0	0	1	2

【計画期間における取組状況と今後の取組】

- 障がい児支援サービスの提供については、「児童発達支援」、「放課後等デイサービス」の利用者数が計画値を上回って推移しているため、引き続き支援体制の整備を進めていく必要があります。
- 障がい児支援サービスの提供に当たっては、重症心身障がい児など医療的ケアが必要な障がい児に対する支援の基盤整備の強化や福祉、医療、教育などの協働による総合的な支援体制の構築が重要となります。引き続き関係する事業所と連携を強化し、必要な支援を行っていきます。

障がいのある人を取り巻く課題の整理

本市の障がいのある人を取り巻く現状やニーズ調査の結果、障がい者施策の取組状況等から、障がい者施策の充実に向けて体系的にまとめるため、障がい者福祉基本計画（第3期）で示された基本目標ごとに、評価結果を踏まえるとともに現状やアンケート結果、事業実施における課題を抽出し、総括した形で見えてくる課題や方向性について、以下のとおり整理しました。

《整理表の見方》

【施策・事業の評価結果、取組状況】

施 策	事業の評価結果				合計	施策・事業の取組状況
	A	B	C	D		
1	・各施策に位置付けられた事業の評価結果をA～Dごとに記載					・当該施策・事業の取組状況についての総括を記載
2						
3						
4						
・施策名を記載						

【障がいのある人等を取り巻く状況】

・資料1の記載内容等から該当する内容を記載

【アンケート調査結果からみる支援ニーズ等】

・アンケート調査結果から該当する内容を記載

【施策・事業実施における現状の課題点等】

・参考資料の記載内容等から該当する内容を記載

【見えてくる課題・今後の方向性】

・【施策・事業の評価結果、取組状況】を総括した形で、課題や今後の方向性を整理して記載

第1 自立生活の支援・意思決定支援の推進

【施策・事業の評価結果、取組状況】

施策	事業の評価結果				合計	施策・事業の取組状況
	A	B	C	D		
1 各種相談支援の充実	6		-	-	6	障がいのある人やその保護者等からの相談に応じ、令和4年度の相談支援事業では1,338件の情報提供や助言等の支援を行っています。 在宅福祉サービスについては、求められる必要な支援を概ね滞りなく提供することが出来ました。音訳ボランティア講座や手話奉仕員研修等を通して人材育成を行うことで、今後もサービスや支援の体制強化に努めます。
2 在宅福祉サービス等の充実	10	-	-	-	10	
3 サービスの質の確保・福祉を支える人材の育成	4	-	-	-	4	
4 介護家族等への支援	2	-	-	-	2	

【障がいのある人等を取り巻く状況】

- 障害者等の地域生活の支援体制の充実や、精神障害者、難病患者発達障害等の生活に関する支援について定めた、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律」の成立。
- 8050問題やヤングケアラーなど、世帯が抱える問題が複雑・複合化しており、相談支援の役割が大きくなっている。

【アンケート調査結果からみる支援ニーズ等】

- 相談支援については、精神障がいでは、他の障がい種別に比べて「相談しても満足な回答が得られない」や「どこ（誰）に相談していいかわからない」「相談できる人がいない」といった回答が多い。
- 将来について不安を感じることで、身体障がい者では「身体のこと」、知的障がい者では「親がいなくなること」、精神障がい者では「老後のこと」が最も多い。

【施策・事業実施における現状の課題点等】

- 手話奉仕員の増員を図るために、広報等で周知を行う必要がある。

【見えてくる課題・今後の方向性】

- 障がいのある方、その世帯では、高齢化、貧困、ヤングケアラーなど複数の課題を抱えていることが多く、そしてそれらのことが潜在化する傾向にあります。また、障がいのある方が地域で自分らしく生活するためには在宅福祉サービスは欠かせないものとなります。それぞれの抱える課題に適切な支援を結びつけることや、必要なサービスを提供するためにも、今後はより相談支援の重要性が高くなります。
- 障がいのある方を身近で支える家族への支援は引き続き重要な施策ですが、社会全体として人手不足となる中、福祉人材の確保も喫緊の課題となっています。この問題には、市や事業所、ハローワークなど、様々な機関の連携を図る必要があります。また、そのような中サービスの質をさらに向上させていくことについても、他職種間での連携を図り、障がい者福祉に関わる全ての人が我が事として捉えながら取組を進めていく必要があります。

第2 保健・医療の推進

【施策・事業の評価結果、取組状況】

施策	事業の評価結果				合計	施策・事業の取組状況
	A	B	C	D		
1 障がいの原因となる疾病等の予防の充実	5		-	-	5	中核医療機関との連携を強化したことで多くの障がいのある人へ保健・医療に関する支援をすることが出来ました。コロナ禍で開催が出来なかった健康的な生活習慣の獲得と維持を目指す運動やイベントも令和4年度に再開し、健康づくりへの取組も推進しています。 また、診療にかかる医療費については、障がいのある人に対して現物給付や見舞金を支給することで経済的負担の軽減を図りました。
2 医療サービス	6	-	-	-	6	

【障がいのある人等を取り巻く状況】

- 難病患者及び小児慢性特定疾病児童等に対する適切な医療の充実及び療養生活支援の強化を明記した「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律」の成立。
- 市の障害者手帳所持者数は平成31年から令和4年までに261人増加。
- 自立支援医療（更生医療、精神通院）の受給者数は、令和3年度以降、年々増加。また、精神障害医療費受給者数についても増加している。

【アンケート調査結果からみる支援ニーズ等】

- 医療を受ける際に困ることについては、「待ち時間が長い」が最も多く、次いで「お金がかかる」、「通院に際して交通手段の確保が大変」が多い。
- 他の障がい種別と比べて、知的障がい者では「症状を正確に伝えられない。医師の指示などが難しくてよくわからない」が多い。
- 障がい種別や年齢、居住地区に関わらず、待ち時間が長いことについて困っている人は一定数存在する。

【施策・事業実施における現状の課題点等】

- 課題等は特に見受けられなかった。

【見えてくる課題・今後の方向性】

- 障がいのある方が安心して生活するためには、医療機関による健康診断や保健指導を含めた医療サービスを適切かつ切れ目なく継続して提供する必要があります。健康づくりのための運動やイベントについても、地域や事業所との連携を図りながら開催・参加を促進していきます。
- 障がいのある方が医療機関の医師や看護師等と円滑に意思疎通が図れるよう、適切な支援を図る必要があります。また、障がいに係る経済的な負担の軽減を図るため、自立支援医療、心身障害者医療費助成、難病医療費等助成等の医療費助成制度について、今後も継続し、周知を行う必要があります。

第3 子育て・教育・生涯学習・スポーツ等の振興

【施策・事業の評価結果、取組状況】

施策	事業の評価結果				合計	施策・事業の取組状況
	A	B	C	D		
1 子ども・子育ての支援	4	-	-	-	4	幼児期から学童期・青年期へのライフステージの変化を通じ、切れ目のない一貫した療育・教育支援体制の充実を図りました。 教育環境の整備では、スクールカウンセラーや心の相談員が、学校・学年の実態に応じて、児童・生徒全員のカウンセリングを行い、行動の様子等を教職員と共有したりすることで支援を要する児童生徒がより良く生活・学習できるよう努めていることから児童・生徒からの相談件数も年々増えています。
2 インクルーシブ教育システムの構築	5	-	-	-	5	
3 教育環境の整備	4	1	-	-	5	
4 生涯学習・スポーツ	4	-	-	-	4	

【障がいのある人等を取り巻く状況】

- 市における 18 歳未満の療育手帳所持者数は平成 31 年から令和 5 年までに 39 人増加。特別支援学校の児童・生徒数は 46 人増加。
- 障害者による文化芸術活動の推進に関する基本的な計画（第 2 期）策定。

【アンケート調査結果からみる支援ニーズ等】

- 学校等に通っている障がいのある人の今後の進路については、「進学したい」が最も多く、次いで「福祉施設や作業所に通いたい」、「指導員などのついている事業所で働きたい」と続いている。
- 今後参加してみたい行事については、「福祉に関する講座」、「障がいのある人が描いた絵画の展示会」、「千葉県障害者スポーツ大会」となっている。

【施策・事業実施における現状の課題点等】

- 保育所の空き不足や保育士、看護師の不足を踏まえ、児童の障がいの状況や年齢により職員の加配の必要性等を把握し、各保育所との間で入所の調整を行う必要がある。
- 教職員への研修内容や研修頻度についても、社会情勢や教職員のニーズを考慮して、指導の工夫・改善が必要である。

【見えてくる課題・今後の方向性】

- 教育分野においては、障害者権利条約に盛り込まれたインクルーシブ教育システムの構築を引き続き推進し、誰もが分け隔てなく教育を受けられる環境づくりが必要です。また、個別の支援を必要としている児童が増えていることから児童一人一人のニーズに適した支援も必要になります。担任だけでなく、支援教員との連携を強化しながら柔軟に対応していく必要があります。
- 講座やスポーツ祭典などの行事参加については、今後も障がいのある人が参加しやすいような環境づくりや支援を継続して行う必要があります。

第4 雇用・就業・経済的自立の支援

【施策・事業の評価結果、取組状況】

施策	事業の評価結果				合計	施策・事業の取組状況
	A	B	C	D		
1 就労支援	3	-	-	-	3	障がいのある人の社会参加と自立を促進するため、就労を支援するとともに、安定した就労を継続できるよう、各支援機関との連携を図っています。就労支援員を配置し、就労に課題を抱える方のニーズを丁寧に把握した上で、個別支援を行い、就労のサポートを行いました。
2 経済的支援	4	-	-	-	4	精神または身体に障害を有する対象者には、申請案内や相談支援を行い、受給の対象と判定された方に各種手当を支給し、経済的な負担の軽減を図りました。各種給付制度などの費用面の相談事については、庁内関係各課や関係機関と連携し、手続きを共にを行い、受給に向けた支援を行いました。

【障がいのある人等を取り巻く状況】

- 障害者雇用促進法の改正による、法定雇用率の引き上げ、雇用の質の向上のための事業主の責務の明確化。
- 本人の望む就労やさらなる就労定着支援を促進するため、一般就労中の就労系障害福祉サービスの一時利用を促進。

【アンケート調査結果からみる支援ニーズ等】

- 日中の過ごし方について、全体では「主に家にいる」が最も多く、次いで「働いている」が続いている。また、知的障がい者については「福祉作業所やデイケアなどに通っている」が多い。
- 障がいのある人が仕事に就くための必要な支援としては、障がい種別、年齢に関わらず、「職場の上司や同僚に障害の理解があること」が最も多い。

【施策・事業実施における現状の課題点等】

- 令和6年度から8年度にかけて法定雇用率が順次引き上げられること、令和7年度に法定雇用率の除外率が引き下げられることで障害者雇用の促進が予想される。働きやすい環境づくりをするためにも、一般企業や就労支援機関との体制について再度見直す必要がある。

【見えてくる課題・今後の方向性】

- 就労を希望する障がいのある方にとって、雇用先の上司や従業員が障がいに対して正しい理解があるかは非常に大きな不安となっています。障がいのある人が自ら望む職場で働くためにも引き続き就労支援を促進させ就労の機会を増やすほか、雇用者側の障がいへの理解を促進させる呼びかけを行い、障がいのある人にとって働きやすい環境をつくる必要があります。
- 経済的な支援が必要な方に対しては、受給手続きに関する相談の対応やサポートを行うことで、地域で安定した生活が送れるように支援体制の構築や関係各所との連携を強化する必要があります。年金や医療費などの受給手続きの相談件数が増加傾向にあることから、支援体制の強化は必要不可欠となります。

第5 安全・安心な生活環境の整備

【施策・事業の評価結果、取組状況】

施策	事業の評価結果				合計	施策・事業の取組状況
	A	B	C	D		
1 居住支援	3	-	-	-	3	障がいのある人の自立した生活を支援し、安全・安心な生活環境を整備するために、社会参加の困難な在宅の重度心身障がい者（児）申請により、福祉タクシー利用券を交付したことや、日常生活用具の支給や車いすの貸し出しなどのサービスについては滞りなく提供することが出来ました。 引き続き、関係各所との連携を深め、切れ目なく支援を行えるように努めます。
2 移動支援	6	-	-	-	6	
3 情報アクセシビリティの向上	2	-	-	-	2	
4 生活環境の整備	2	-	1	-	3	

【障がいのある人等を取り巻く状況】

- 障害者による情報の取得利用・意思疎通に係る施策を総合的に推進するための「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」施行。
- 障害者総合支援法の改正による地域生活の支援体制充実に向けた施策の推進。

【アンケート調査結果からみる支援ニーズ等】

- 外出する際に困っていることについては、全体では「休憩できるベンチが少ない」が最も多く、次いで「道路などに段差がある」となっている。身体障がい者で「道路などに段差がある」、「階段の上り下りが難しい」の回答が多いことから、今後もバリアフリー化を推進する必要がある。
- 福祉に関する情報の取得方法については、「テレビ」や「家族・友人」に次いで「市の広報やガイドなど」が多く、広報による情報の充実が有効な手段であると考えられる。

【施策・事業実施における現状の課題点等】

- 都市公園及び市営駐車場のバリアフリー化に伴う改修工事の具体的な工期が未定となっている。

【見えてくる課題・今後の方向性】

- 市では、同行援護や移動支援事業などの各種支援に加え、日常生活において必要な用具の給付や補助金の交付などの居住支援を実施しており、日常生活を送る上で障壁となる要因を軽減する支援を行っています。今後も、障がいのある方が安心して生活が送れるよう、支援サービスの周知を徹底しつつ、サービスの利便性や安全性向上を図ることが必要になります。
- 障がいのある方が地域で安心して日常生活を送るためには、福祉サービスをはじめとした様々な情報が不可欠です。今後もリーフレットや市の広報紙、インターネット等を活用し、障がいのある人への情報提供を途切れなく行う必要があります。併せて誰でも様々な情報を得られるよう、アクセシビリティの向上も課題になっています。

第6 防災・防犯等の推進

【施策・事業の評価結果、取組状況】

施策	事業の評価結果				合計	施策・事業の取組状況
	A	B	C	D		
1 防災対策の推進	3	-	-	-	3	災害時要援護者名簿を作成し、避難支援者等関係者への名簿配付に同意をいただいた方の名簿を警察署、消防署、市政協力員、民生委員、社会福祉協議会に配付し、要援護者の迅速な避難の確保に向けた取組を行いました。 自主防災組織の結成数について、これまでは地域によって結成数に偏りがありましたが、地区別防災訓練等の開催に伴い、結成の機運が向上し結成数は 75 組織となりました。 今後も市民の防災、防犯に対する意識を高め、さらにその意識を継続させるための啓発を行います。
2 防犯対策の推進	1	1	-	-	2	

【障がいのある人等を取り巻く状況】

- 気象災害（特に集中豪雨による自然災害）が全国各地で発生。
- 袖ヶ浦市における福祉避難所指定施設数は 20 箇所。

【アンケート調査結果からみる支援ニーズ等】

- 災害時の避難については、全体では「できる」が約 4 割となっているものの、知的障がい者は「できない」が 59.5%と半数以上を占めている。
- 災害時に困ることについては、「トイレや入浴設備」が最も多く、次いで「水や食事の確保」「寝る場所の確保」「避難先での薬や医療体制」が多い。
- 災害時要援護者登録制度を知っているかについては、「知らない」が約 8 割を占め、「知っているが登録していない」は 1 割強、「知っていて登録している」は 1 割未満にとどまる。

【施策・事業実施における現状の課題点等】

- 震災火災対策自主防災組織整備事業や地域防犯体制強化事業については、市民全般に向けた事業ではないため、本計画内の位置づけについて考える必要がある。

【見えてくる課題・今後の方向性】

- 災害時の障がいのある方の安全を確保するために、災害時要援護者登録制度の普及や災害時の対策を促進するとともに、防災・避難情報の提供や福祉避難所の整備など災害時における支援体制について、障害福祉サービス事業所等とも連携し体制の強化を図る必要があります。
- 障がいのある方が消費者被害や犯罪に巻き込まれないように、警察署や防犯協会などの関係団体と連携し市内各地で啓発活動及び防犯講話を実施するとともに、防犯関係のチラシやメールでの注意喚起を定期的に行い、防犯体制の強化を進める必要があります。

第7 障がい理解・差別の解消・権利擁護・虐待防止の推進

【施策・事業の評価結果、取組状況】

施策	事業の評価結果				合計	施策・事業の取組状況
	A	B	C	D		
1 障がい理解・交流	2	-	-	-	2	虐待案件への対応を県や他市町村と連携して迅速に行いました。差別に関する相談件数は減少したものの、個別事案の内容が複雑であり、関係機関との情報共有や専門分野の助言等を受けながら相談対応にあたりました。また、福祉サービスや支援の具体的手立てを必要とする内容もあり、県障害者条例の下で具体的な対応ができない場合は、関係課や地域相談員との連携を図ることで、相談者の困難な状況の解決につなげることが出来ました。 成年後見制度利用支援事業については、社会福祉協議会との連携のもと、適切な利用支援を行っています。
2 権利擁護の推進・虐待の防止	5	-	-	-	5	
3 障がいを理由とする差別の解消の推進	3	-	-	-	3	

【障がいのある人等を取り巻く状況】

- 事業者に対する合理的配慮の義務化などを規定した「障害を理由とする差別の禁止に関する法律」の改正。
- 個別の世帯・家庭内だけではなく、施設での虐待発覚が相次ぐ。
- 権利擁護支援や意思決定支援、後見人となる担い手の確保などについて定めた「第二期成年後見制度利用促進基本計画」が閣議決定。

【アンケート調査結果からみる支援ニーズ等】

- 差別を見たことの有無について、全体では、「たまに見る」と「頻繁に見る」を合わせた“見る”は、市役所や公共施設では1割未満、市内の店舗や事業所では1割となっている。知的障がい者では「たまにある」が他の障がい種別に比べて多く、障がい種別による偏りが見受けられる。
- 成年後見制度の認知状況については、「知らない」と回答した人は4割ほどいることから、引き続き成年後見制度についての周知を促す必要がある。

【施策・事業実施における現状の課題点等】

- 法人後見事業・日常生活自立支援事業ともに今後利用する方が増える見込みがあり、判断能力の不十分な方を支える支援者としての資質の向上及び人員確保について計画的に行う必要がある。

【見えてくる課題・今後の方向性】

- 障がいの有無に関わらず、市民全員が暮らしやすいまちづくりを目指すために、市民や事業所を対象に障害者差別解消法や障害者虐待防止法、成年後見制度などの周知・啓発を図るとともに、障がいのある方とない方が交流する機会の創出などにより、お互いの理解を深めていく必要があります。
- 差別や虐待に対しては引き続き、関係機関との連携や適切な相談支援等を通して、全ての人が安心して暮らすことができるまちづくりを推進していく必要があります。また、親亡き後等、今後さらに必要性が高まるとされる成年後見事業については、可能な限り本人の意思を尊重するという視点を持ちながら支援を行うことが重要です。

議題(2) 日中サービス支援型共同生活援助の事業評価について

平成30年4月に施行された障害者総合支援法の改正に伴い、共同生活援助（グループホーム）に新たな類型である「日中サービス支援型共同生活援助」が創設されました。

日中サービス支援型グループホームの運営に当たっては、地域に開かれたサービスとすることにより、当該サービスの質の確保を図る観点から、地方公共団体が設置する協議会等に対し、定期的に（年1回以上）事業の実施状況等を報告し、協議会等から評価を受けるとともに、当該協議会等から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならないとされております。

このようなことから、袖ヶ浦市内においても該当事業があることから、本会議にて評価を行うものであります。

別添の「評価・報告シート（案）」を確認の上、意見を伺うものです。

なお、評価欄には事前に事務局からの案を記載しております。

1 日中サービス支援型共同生活援助の概要

（１）日中サービス支援型共同生活援助とは

障害者の重度化・高齢化に対応するために創設された共同生活援助の新たな類型です。短期入所を併設し、地域で生活する障害者の緊急一時的な宿泊の場を提供することとしており、施設等からの地域移行の促進及び地域生活の継続等、地域生活支援の中核的な役割を担うことが期待され、平成30年4月より創設されました。

（２）対象者について

主な対象者は、重度化・高齢化のため日中活動サービス等を利用することができない障害者（日によって利用することができない障害者を含む）です。障害支援区分による制限はありません。

（３）常時の支援体制の確保について

昼夜を通じて1人以上の世話人又は生活支援員を配置します。

（４）定員について

入居定員は2人以上10人以下が基本となりますが、共同生活住居ごとの独立性が確保され、利用者が地域の中で家庭的な雰囲気の下、共同して暮らせる環境づくりに配慮されている場合は、一つの建物に複数の共同生活住居を設けることができ、一つの建物の入居定員の合計は20人以下まで可となります。

（５）支援内容について

利用者のニーズに応じて、日常の生活支援はもとより、利用者が充実した地域生活を送ることができるよう外出や余暇活動等の社会生活上の支援を提供します。

日中活動サービス等の利用が制限されることなく、個々の利用者に対して適切な障害福祉サービス等の利用が図られるよう、相談支援事業者や他の障害福祉サービス事業者と緊密な連携が求められます。

2 日中サービス支援型共同生活援助の評価について

運営にあたっては、地域に開かれたサービスとすることにより、当該サービスの質の確保を図る観点から、地方公共団体が設置する協議会等に対し、定期的に（年1回以上）事業の実施状況等を報告し、協議会等から評価を受けるとともに、当該協議会等から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならないとされています。

報告・評価シート（案）

【報告日 令和5年 7月 18日】

【評価日 年 月 日】

項目	【事業所記入欄】							
1 施設概要	事業者名	サエラ蔵波			人員配置	日中		
	指定日	令和4年	9月	1日		世話人	生活支援員	
	所在地	千葉県袖ヶ浦市蔵波3312-15				4人	11人	
	定員数（共同生活援助）	20人				（常勤換算後）	（常勤換算後）	
	定員数（短期入所）	2人				3.475人	9.2人	
	共同生活住居数	2戸				夜間		
	【住居の内訳】	【定員数の内訳】				世話人（夜間）	世話人（夜間）	
	サエラ蔵波1	10名				4人	11人	
	サエラ蔵波2	12名				（常勤換算後）	（常勤換算後）	
	【住居名を記載】	名				3.475人	9.2人	
2 利用者状況 (令和5年6月1日 現在)	障害支援区分	人数			内訳	主な障害種別利用者人数（重複はそれぞれ記入）		
	非該当	0人				身体	総数：	2人
	区分1	0人					主に日中GHで過ごす人数：	0人
	区分2	0人				知的	総数：	20人
	区分3	0人					主に日中GHで過ごす人数：	0人
	区分4	3人				精神	総数：	0人
	区分5	10人					主に日中GHで過ごす人数：	0人
	区分6	7人				難病等	総数：	0人
	合計	20人					主に日中GHで過ごす人数：	0人

項目	【事業所記入欄】 具体的な内容	【市町村協議会等記入欄】 要望・助言・評価
3 利用者の主な日中の活動について	<p>・GH内で主にどのような日中サービスを提供しているか。</p> <p>平日の日中は基本的に外部の日中活動事業所を利用している為、グループホームでは日中サービスの提供はしていない。 土日は外出等の余暇支援や社会活動参加の支援を提供している。</p> <p>・外部の日中活動サービス等の利用人数及び内容について 前項「2 利用者状況」記載の利用者のうち、外部の日中活動サービスの利用者人数：20人</p> <p>就労継続支援B型1人、生活介護19人</p>	<p>外部の日中活動事業所を利用することが可能なのであれば、日中サービス支援型のグループホームを利用する必要が無いとも言える。</p> <p>地域資源として、当該タイプのグループホームは貴重であり、将来的には諸般の事情で外部の日中活動を利用できない方を優先で利用を考えても良いと思われる。</p>
4 利用者に対する地域生活の支援状況について	<p>・利用者に対して外出や余暇活動の支援に努めているか。</p> <p>定期的に近隣の店舗で日用品や飲食物の購入を行い、趣向品の購入やスポーツ観戦等の要望があれば市外も含めて外出をしている。またグループホーム利用者全体で一泊旅行やバーベキュー等の食事を実施している他、地域住民と合同で実施しているグランドゴルフ大会等の企画をしている。 その他、利用している日中活動事業所が企画しているクラブ活動や余暇活動の参加調整を行っている。</p> <p>・体験的利用等のニーズに対応しているか。</p> <p>1人</p> <p>在宅ケースで体験利用。主支援者が高齢であり、将来的なことも踏まえ共同生活援助のサービス利用に向けた支援を行っている。</p>	<p>常勤人数としても十分な人員数と思われるため積極的な外出や余暇活動の実施により、生活の質の向上に努めてほしいと考える。</p>
5 支援体制の確保について	<p>・日中・土日を含めた常時の支援体制が確保されているか</p> <p>生活支援員と世話人を変則勤務で配置し、利用者の日課全般(身支度、食事、入浴、歯磨き)の支援を常時提供している。</p>	<p>共同生活住居ごとに、1人以上の世話人または支援員を配置するとなっているところ、これを満たした配置がなされている。</p>

項目	【事業所記入欄】 具体的な内容	【市町村協議会等記入欄】 要望・助言・評価		
6 地域に開かれた運営について	<p>・家族や地域住民との交流の機会が確保されているか。 個々の家庭状況により帰省や家族面会の機会を設け、職員からも近況報告を実施している。また、家族参加の行事を企画し、交流を図っている。 地域住民とは地域清掃や相互に招待して行う小規模イベント(グラウンドゴルフ等)や地域の例大祭等で交流を図っている。</p> <p>・実習生やボランティアを積極的に受け入れているか。</p> <table border="1" data-bbox="448 523 1146 608"> <tr> <td data-bbox="448 523 763 608">受け入れ人数</td> <td data-bbox="763 523 1146 608">実習生：6人 ボランティア：53人</td> </tr> </table> <p>福祉系学生の実習受入を積極的に行っている。 ボランティアはグループホーム内外の環境整備や利用者の余暇支援の補助等を行っていただいている。</p>	受け入れ人数	実習生：6人 ボランティア：53人	<p>利用者の方が地域の一員として地域の行事へ参加するなど、利用者の方がより一層充実した地域生活をおくれるよう、地域との継続的な関わり合いを今後も期待したい。</p>
受け入れ人数	実習生：6人 ボランティア：53人			
7 短期入所の併設について	<p>・地域で生活する障害のある方を積極的に受け入れているか。 要望のあった在宅ケースをその都度受け入れており、ほぼ満床の状況である。</p> <p>・緊急・一時的な支援等の受け入れに対応しているか。 法人内で相談を受けているケースを情報共有し、必要に応じて受け入れを行っており、2件対応している。</p>	<p>短期入所の地域資源は貴重であり、積極的な受け入れを期待したい。 地域生活支援拠点の緊急時の受け入れ機能を担う事業所としても登録している。</p>		
8 相談支援事業者や他のサービス事業所との連携状況について	<p>関係のある相談支援事業所とは定期的に連絡を取りながら、担当利用者の情報提供や定期的なケース会議等を実施すると共に在宅者の新規相談等も受けいている。 他のサービスについては、同法人の事業所だけでなく、他法人の様々な事業所とも連携をしていき、利用者個々がより充実した日々が送れるように努めている。</p>	<p>利用されている方においては、2 利用者状況のとおり重度の方もいる。また当該サービスの制度上の対象者としては高齢の方も想定されているところである。このような方のサービス利用が制限を受けることのないよう、緊密な連携を期待する。</p>		
9 その他	特になし	特になし		